令和８年　第７回（定例）木　城　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和８年９月７日（月曜日）

議事日程（第２号）

令和８年９月７日　午前９時00分開議

日程第１　一般質問

日程第２　散会

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　散会

出席議員（９名）

１番　矢野　哲也君	２番　荒川　　浩君
３番　久保富士子君	５番　桑原　勝広君
６番　中武　良雄君	７番　後藤　和実君
９番　甲斐　政治君	10番　中竹　義一君
11番　眞鍋　　博君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長　黒木　宏樹君	議事調査係長　日髙　真衣君
書　　記　岩元　　遥君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡　英俊君	副町長	萩原　一也君
教育長	恵利　修二君	総務財政課長	小野　浩司君
会計管理者	森　　水琴君	地域政策課長	平野　大輔君

建設水道課長 ……	長友　　涉君	教育課長 ……	谷岡　　潔君
税務課長 ……	長友　三保君	福祉共生課長 ……	壱岐　和寿君
町民課長 ……	西田　誠司君	健康保険課長 ……	濱砂　光章君
産業振興課長 ……	藤井　　学君	代表監査委員 ……	桑原　正憲君

午前９時00分開議

○事務局長（黒木　宏樹君）　皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋　　博）　おはようございます。

早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本日の会議においては、宮崎日日新聞社高鍋支局長より、本会議の録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第９条の規定により許可したことを報告いたします。

本日は、４名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を３０分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

定刻になりました。ただいまの出席議員は９名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１．一般質問

○議長（眞鍋　　博）　日程第１、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、１番、２番の質問事項については、一問一答式により、９番、甲斐政治君の登壇質問を許します。甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　初めに、７月２８日に熊本県で発生いたしました地震、その後、千葉県においての豪雨でお亡くなりになられました方や被災されました方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うところであります。また、私たちも日頃からの備え、心構えも、いま一度見直すことが必要ではないかと思ったところであります。

では、通告に従い質問をいたします。

まず、１番、えほんの郷についてであります。

平成８年、石河内にえほんの郷がグランドオープンして、３０年余りが経ちました。その間、国内外に絵本文化を発信してこられた功績は、大きいものがあると思います。そして、これは町民の財産でもあります。ただ、近年の経営状況はよいとは言えません。

そのような中、今回、村長、事務局長の体制が変わったということですが、これまでの運営方針との変化があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　今、甲斐議員がおっしゃったように、えほんの郷、１９９６年（平成８年）に設立されましたので、グランドオープンして３０年が経ったところであります。

設立当初から黒木郁朝村長さん、森一代事務局長さんという体制でこれまで絵本文化と木城えほんの郷文化を発信してこられたところであります。そういった中に、昨年度から新たな体制でのスタートをされているところであります。

お尋ねの村長、事務局の体制でありますとか、運営方針等について、所管課であります地域政策課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　ただいま町長のほうから答弁がありましたように、昨年度から新たな事務局長が就任されました。また、今年度の総会におきまして、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会の代表として川添英司氏が就任されました。あわせて、今年度から加わられた理事も含めて新たな体制となったところでございます。

「木城えほんの郷の基本的な考え方」に基づいた活動を進めていくこと、これは前提とするわけですけれども、これまでと違った運営手法、それから情報発信に取り組んでいかれる方針を伺っております。

具体的には、任意団体としてこれまで運営されてきたわけですけれども、その組織を法人化するということを検討されております。法人化することによりまして、俗人化しない組織体制を構

築することを目指していくこと、また集客に向けた情報発信の方針転換、これまでに取り組んでこなかった新たな企画の立案をされていくなど、新たな方向性に向けての検討や準備を進められているようでございます。

町内はもとより町外に向けた発信力をより強化していただくことで、木城えほんの郷のある木城町として交流人口、関係人口の拡大に寄与していただくことに期待をしておりますとともに、団体に対して必要な支援や助言、指導などを行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　法人化に進む方向性があるというようなお話でありますが、数年前に町内の指定管理者制度の主なものは、一般社団法人ふるさと振興協会が管理運営をしております。その当時、えほんの郷にも呼びかけがあったそうでありますが、加わることなく、えほんの郷みどりのゆりかご協会の単独運営になっております。

今、法人化という話がありましたので、この質問が適当かどうか分かりませんが、もう一度、ふるさと振興協会に入って町内施設の一体運用をする気がないのかなという質問をする予定でしたけれども、法人化になれば、また別の話になるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　ただいま、えほんの郷のほうが法人化を検討されているというのをお聞きしております。一般社団法人木城町ふるさと振興協会とは、これまでも連携をした取組、活動をなされてきて実績がございますので、それぞれの特色を生かした企画を実施しながら、それぞれの団体が連携して活動を行っていくことで、また新たに別の相乗効果が生まれるものだろうと期待しているところです。

ただ、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会が法人化されたとしても、未来永劫に木城えほんの郷の指定管理者になるものとは、全く別の問題だろうと思っておりますし、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会もそのことを理解、認識をしていただきたいと思っているところです。

いずれにしましても法人化については、公設民営のやり方でやっていますし、担当課は地域政策課でありますので、協議をしていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　法人化をもって経営の透明性はある程度図れるかなと期待をするところであります。

それから、次の質問ですが、えほんの郷も３０年を経過して老朽化も甚だしい箇所もあります。もしかしたら管理運営を問われかねない箇所も見受けられます。えほん館においては、室内灯も

暗いと感じております。当初予算では、多くの庁内施設のＬＥＤ化が予算計上されておりますが、えほんの郷は入っていなかったようであります。また今後、施設の年次的な改修も必要と考えますが、将来的な改修の考えはどの程度あるのか、お聞きいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　先ほどから出ていますようにえほんの郷は建設から３０年経過したわけでありますので、至る所で施設の老朽化が著しい状態にあることは、十分、私たちも認識しているところです。

これまで施設利用者及び入館者の安全確保を最優先にしまして、不具合が生じた際は修繕でありますとか応急的な対応を行ったところです。

ただ、えほんの郷に限らず、いわゆる公共施設の整備等につきましては、木城町の中期財政計画と、それから木城町公共施設等総合管理計画書に基づいて、年次的に個別の施設の改修でありますとか維持管理を実施してきているところであります。

ご質問の施設の改修とえほんの郷の具体的なＬＥＤ化もおっしゃったところでありますが、そういった具体的なものにつきましては所管課の地域政策課長のほうから答弁いたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　ただいまご指摘のありました施設の老朽化につきましては、町長が答弁しましたようにその都度応急的な対応ではございますけども行ってきたところでございます。

また、ＬＥＤ化につきましてもご質問いただきました。このＬＥＤ化の工事につきましては、町内の施設全てに関わることでございますので、町内施設のＬＥＤ照明改修の優先順位に準じて予算化を行っていきたいと思います。

それから、施設の年次的な改修ということで、計画等に基づいてということで町長のほうも答弁もありましたけども、また、前回の一般質問――これは６月でございますが、申し上げましたけども、令和７年度から国の地域未来交付金を活用しました「遊びと学びを包摂した魅力探求プロジェクト」、これにおきましてブランドのイメージに基づく戦略構築や交流人口の拡大、これにつなげていく観光プランの実行ですとか、町内文化施設、観光関連施設の利用方針について、現在検討を進めているところでございます。

このプロジェクトにつきまして令和９年度まで行うわけでございますけれども、町民参加型のワークショップ、木城町民の方にも広く、それから未来を担っていただきます子供たちにも参加していただいて、いろんな意見を今聞いているというところでございますが、そういった意見等の集約とか市場調査、それから外部専門家からの正確なデータに基づく情報分析を行っていくとしておるところでございます。

ただ、本町の財政状況を踏まえまして、長期的な維持管理コストを見極める必要もあるということで考えております。えほんの郷の改修等につきまして、国等の補助事業を利用しまして施設の再整備を行うとしたいと思っておりますけども、そのためにはしっかりとした根拠、計画、ストーリーが描かれていなければ、国の補助事業の採択とはなりません。

そのためにも先ほどから申し上げております国の地域未来交付金を活用したプロジェクトに取り組んでいくというものでございまして、このプロジェクトにより得たものをしっかりとした根拠を持って補助事業を活用しまして、木城えほんの郷の整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　補助事業でということで、確かに大規模な改修等になると予算も大きなものになると思いますので、町単独ではなかなか厳しいとは思います。ただ、実際、えほんの郷の水辺のステージあたりはかなり老朽化が進んでおりまして、入らないようにロープ等も張ってある部分もありますけども、あのあたりはやはり将来的な改修を待っていたらなかなかなのかなという気がしております。いろんなまとめをしていただいて優先順位があろうと思いますが、人命に関わるような部分であれば、早急な手立てを私は必要であると思っております。その点についてはいかがですか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　改修計画については、先ほど申し上げましたように木城町の中長期財政計画、それから全体的な改修計画等に基づいてやっているわけであります。そして、財源のことを心配していただきました。本当にありがたいなと思っています。今、木城町は過疎計画、いわゆる過疎対策事業債でいきますと７０％もしくは７５％は償還しなくていいという有利な起債制度があるわけでありますが、過疎地域が１回外れたんですが、ただ財源については今年度までが使えるということでありましたので、一応、それについては今まで特にそこらあたりを踏まえて今のうちにやらなくてはいけない事業等を前倒ししてきた経緯があります。今後はえほんの郷も出てきますので、まずそれまでには、いわゆる純粋な公共施設等、学校も含めてでありますが、それを整備してきたということをご理解いただきたいなと思いますし、財源についてはそういった有利な過疎対策事業債ができませんが、辺地対策事業債はまだ残っていますので、辺地対策事業債でありますとか国の補助事業等を持ってきて整備をしていきたいなと思っています。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　いろんな財源を考えていただいて、早急な手当をしていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、その次の質問とややリンクする部分がありますので、よろしくお願いします。

少子化時代における絵本の販売の方向性についてであります。

えほんの郷の経営状況が悪いという部分の中に、販売売上げがかなり落ち込んでいるという部分が見えます。

そこで、この質問をするわけですが、日本の全体の絵本とか図書の売上げというのは、少子化時代にあっては右肩上がりだそうであります。子供から大人の方にややシフトし、高齢者に送ったりする傾向も見られるそうであります。

えほんの郷の販売事業は年々落ち込んでおります。どのような要因があるのか、現状を分析し対策を講じる必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　今、甲斐議員がおっしゃったように、今、書籍不況であります。そういった書籍不況の中で、なぜ絵本だけが右肩上がりに上がっているのかなというのをびっくりしまして、私も調べてみました。甲斐議員がおっしゃるように、絵本だけが突出して右肩上がりで、ここ１０年でいきますと１．２４倍とかいう数字が出てきています。びっくりしました。そういった意味では、いわゆる絵本に対する評価が変わってきたのかなと思っています。

これまで絵本といいますと子供だけというイメージでしたが、今や子供、幼児からお年寄りまで、高齢者まで幅広い世代で読まれているというのが影響しているのかなと思いました。気づきいただきましてありがとうございます。

そういった中で、今おっしゃったような一方ではえほんの郷のそう言いながらも絵本の販売が右肩上がっているのかといったらそうでもない部分もあります。そういったことを含めて、所管課であります地域政策課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　絵本の売上げがということでございますけども、先ほど新たな体制でスタートしたということを申し上げたところです。

絵本だけの販売に限らず絵本と雑貨、そういったハッピーバッグと呼称しているようでございますけども、それからえほんの郷限定の商品等につきましても販売は行っているというふうに聞いております。

今後は出張販売の強化、それからおはなし会、講演会等での物販も強化していきたいということ、それから併せてえほんの郷に来ることでしか手に入らないグッズの検討も進めていくというふうにお聞きしております。それからＳＮＳでの発信、この中で絵本やグッズの紹介も行って販路拡大に努めているということのようでございます。インスタグラムで情報発信されております

けども、年々フォロワー数は増加してきているということのようでございまして、県内外の方たちの関心としてはネットワークの強さというのは伺えるのかなとふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　そこでですが、今、町内では高城のにわ、川原自然公園と２つの交流拠点を整備中であります。その２つの拠点において、えほんの郷のブースを設けて販売収益を上げるというようなことはお考えにはないかお聞きしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　今、町では、おっしゃるように２つの交流拠点施設を整備中であります。その中に、今、甲斐議員がご提案されましたようにそこで絵本のブースなりを設けて販売する考えはないかということですが、これは当然あり得ることだろうと思いますし、また私もその方向、甲斐議員からの提案を受け止めているところであります。

今、地方自治の在り方の考え方として賢く縮みましょうというスマートシュリンクという考え方があります。いろんな機能を集めて、よりよい効率化された地方自治をしていきましょうということでありますので、それについては、まさしくこれが当たるのかなと思っていますので、このスマートシュリンク、賢く縮むという思いでやっていきたいと思いますし、一方では、そう言いながらも、やっぱり磨きをかけていくためには挑戦をしていくことが大事でありますのでスマートチャレンジ、いわゆるそういった思いで、ただいま甲斐議員からご提案、ご提言を生かして２つの拠点にブースを設けることなどについてやっていきたいと思います。

詳細につきましては、担当課の地域政策課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　えほんの郷のブースを今整備中の交流拠点施設にということでご質問をいただきました。

現在、工事に入っておりますけれども、高城のにわの交流拠点、旧江藤医院でございますけれども、こちらにつきましては共有のスペースが設けられるということのようでございます。この共有スペースのホールに観光案内や各施設を紹介するパンフレットなどを設ける場所を準備するということを想定しております。

ここに木城えほんの郷の紹介スペースということを考えているというところでございます。また、先日工事が始まりましたけれども、川原自然公園、こちらのほうも工事が始まりますけれども、この川原自然公園の交流拠点施設にもそういった共有スペースを設置する予定でございます。これらの指定管理のほうに共有スペースを設置するということを協議していきたいと思います。

町内の施設、関係団体間の連携、協働につきまして、町全体の関係人口、交流人口の創出に向けた施策を進めるに当たって重要な観点となっているというふうに考えます。

町としましても交流事業や観光事業を実施している団体や施設管理者等との連携強化にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　十分な協議を経て、いい方向に進めていただきたいというふうに思っています。

それから最後に、今回の質問に当たって数年分の総会資料を読みました。えほんの郷の基本的な考えは終始変わらないということも分かりました。これは尊重したいと思います。

しかし、現実的なことは十分配慮が足りない部分もあるというふうにも見えました。例えば、令和３年事業計画の一部には、安全安心面からの取組について事故が起こらぬように通路・水面等にも監視を行っていくと書いてありますが、水のステージの通路の老朽化対策もいまだにできておりません。また、防犯カメラ等の設置もありません。運営主体のえほんの郷みどりのゆりかご協会の理事の皆さんには、現実的な問題にも目を向けていただきたいというふうにも思います。

そのようなことを考えますと、今こそ変革の時期に来ているのではないかと考えますが、いま一度、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　具体的なご指摘のありました水のステージの老朽化については、今年度当初予算で予算化し、現在工事に係る準備を進めているところでありますので、それまでの間、安全面に関わる必要な措置を取ってまいりたいと考えております。

そして、木城えほんの郷の基本的な考え方、基本理念に沿った活動、いわゆる絵本文化とえほんの郷文化を発信する活動は、まさに小さい町からの大きな発信をされておりますので、こういった意味で、みどりのゆりかご協会の運営方法について敬意を表する一人であります。

しかし一方では、今、甲斐議員がおっしゃったように、ご指摘のように現実的な問題の対応、それから関わり方がいまいちかなという考えも私も思っていたところであります。

今後、新たな体制での運営をスタートされたところでありますので、私もそういった意味では、いろいろな意味で今こそ、元を忘れずに、やっぱり先ほど言いましたようにスマートチャレンジ、賢く挑戦するという意味では、今こそが変革の時期に来ているんだろうなと思っていますので、そういった部分では、これからもみどりのゆりかご協会の運営に指導助言をしていきたいなと思っているところであります。

そして併せて、えほんの郷、さっきから甲斐議員おっしゃっているように、町内はもとより町

外に広く発信をされておりますので、そういった発信力も強化していただきながら、木城えほんの郷のある町として交流人口、関係人口の拡大に寄与していただくことに期待をしているところであります。

繰り返しになりますが、これからもえほんの郷に対しまして支援や助言、あるいは指導などを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　とりわけ町の大事な財産でありますので、いい方向に進むことを期待しております。

次の質問に入ります。

第８１回国民スポーツ大会についての質問をいたします。

まずは、国スポ推進室で大会の成功に向けて奮闘されておられる関係者の皆さんに感謝を申し上げます。これからリハーサル、本大会に向けて準備も大変だろうと思いますが、今後ともご尽力をいただきたいと思います。

経済的な効果は、これまでの大会を実施した自治体や全国知事会も負担が大きいと見直しを求めております。厳しいものがあるということであります。数字的に見える効果とそうでない効果が考えられますが、どのような効果を想定されておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　第８１回国民スポーツ大会につきましては、木城町としては、国スポ推進室を教育委員会の中に設置いたしまして、公開競技でありますエアロビック、それから正式競技でありますスポーツクライミングの大会成功に向けて、現在、事務事業を進めているところでありますので、第８１回国民スポーツ大会についての質問事項については、所管課の教育委員会のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　まず、木城町で開催する国民スポーツ大会の日程でありますけども、スポーツクライミングはリハーサル大会が７月３日、４日、本大会が１０月２日から４日にかけて行われます。また、エアロビッグはデモンストレーションが６月６日、公開競技が８月２１日、２２日の計４回にわたり競技が実施され、選手をはじめ多くの方々が木城町にお越しいただく予定でございます。

今後は、木城町ふるさと振興協会や木城町商工会などと連携、協議を深めながら、適切な対応に努めてまいりたいと思います。

スポーツクライミング大会、本大会期間、１０月２日から４日においては、おもてなしブース

を設置して木城町の特産物販売やキッチンカーの出店などの計画をしているところです。また、木城産野菜を使用した国スポ弁当を開発して、木城産野菜を広く知っていただくことを予定しているところです。同時に、町内観光や歴史文化財なども含めたパンフレットを配布いたしますので、町内の観光所や商店等の利用が見込まれます。これまでにない効果は期待できるのかなと確信しているところでございますが、特に数値の面では、まだいまだ明確にはしておりません。

この大会を機に、より一層の木城町のＰＲを行うなど、経済効果を高められるよう盛り上げていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　一流の選手も来るだろうと想定をしておりますが、記憶に残る大会として子供たちに見せるチャンスでもあろうと思っております。そのような配慮は計画されているか、お聞きをいたします。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　本大会前においては子供や町民向け、町独自イベントとして、「日本のひなた宮崎　国スポ２０２７　木城町開催競技選手激励会」、これ仮称でございますけれども、このような会を開催し、スポーツクライミング競技及びエアロビック競技、それぞれの両競技の宮崎県代表選手にお越しいただき、両競技の説明、競技の見どころ、技術指導等をしていただくよう計画をし、実施していきたいと思っております。

また、大会期間中には、木城学園の児童生徒を対象に競技を見学するための学校観戦を計画しております。

また、各地域から参加される選手たちを応援するのぼり旗のデザイン、これは児童生徒に今お願いしておるところでございますが、そしてまた後期課程の生徒は、ボランティアとしても参加いただく予定で計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　スポーツクライミングもエアロビックもややマイナーな競技でもありますので、ぜひそういう形で盛上げをしていただきたいと思います。

また、趣意書におきましても、本町の地域資源や多彩な魅力ある文化を全国に発信する絶好の機会であるというふうにも書いてありますが、その具体的な例は一部、今、教育長がお話をされました。また、私としては、プロモーションビデオの作成とか横断幕も出ましたけれども、あとカウントダウンボードとかを作成して、町民の意識を図っていくべきではないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　本町には自然を生かした施設、先ほどの協議の中にも出ておりましたえほんの郷や体の疲れを癒やすことのできる温泉、ほかにも木城ならではの歴史や文化に関する場所や歴史遺産もございます。

先ほどの質問で述べましたとおり、来場者には木城町の観光等のパンフレット配布をはじめ、ホームページやインスタグラム等を活用して競技や推進室の活動の情報を随時発信しております。

今後も木城町のホームページを更新して見ていただくことで、木城町の発信に寄与できると考えているところでございます。また、来場された方にも木城の魅力が伝わるよう、大会の競技場に付随するおもてなし会場を設置し、木城町のＰＲを行う予定であります。また、各施設と連携して、それぞれもこの機会にＰＲ発信をしていただき、多くの方々を呼び込んでいただくよう働きかけたいなと思って考えております。

この機会に木城ファンをつくり、さらにリピーターとして木城を訪れていただく方を増やしていきたいなと考えているところです。

さらに、大会に対する意識高揚のため、議員もおっしゃったように横断幕、現在、総合交流センター、役場庁舎等に設置をしております。カウントダウンボードは町体育館に設置しております。

今後は、さらにそういう意識高揚の取組を図っていきたいと思いますし、のぼり旗や花づくり推進など、町民の意識高揚を図ってまいりたいと思います。

また現在、木城学園では必修クラブ活動にボルダリングやエアロビックを取り入れているところです。子供たちの間で意識高揚や啓発を図っています。このような様々な取組についてもホームページのみならず、コスモス通信などを活用し、町民に向け発信してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　多くの方に知っていただくためには広報活動、その他いろいろ、視覚的にも分かるようなものをどんどん発信、つくっていただければと思っております。

また、私も当初の会議に出たときに、体育館にスポーツクライミングのリードの施設ができるとずっと思っていましたが、最近になってグラウンドに設置されると、そのために今の芝生の部分はほぼ使えなくなるということをお聞きいたしました。多分、町民の皆さんもそこまで詳しくは知らないだろうと思いますので、今後も情報を正確に伝えていただきたいと思いますし、コスモス通信も使って情報発信をお願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。

先ほどお弁当の件も出ましたが、大学との連携事業で国スポ弁当の委託事業が出ております。どの程度進んでいるのか、また８月には試食会が開催されたとお聞きいたしましたが、反応はどうであったかお聞きをしたいと思います。また弁当はどれくらいの数量がいるのか、町内の業者はどれくらい手を挙げられたのか、また町内の食材はどの程度利用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　国スポ弁当に関してでございますが、南九州大学との連携事業で国スポ弁当の開発を継続して進めておるところでございますが、甲斐議員がお話しされたように、８月１８日、第１回の試食会、試作会と申し上げましょうか、それを開催いたしました。今回は南九州大学から学生さんや教授の方々、来ていただいて、直接調理をされ提案をしていただいた料理を競技関係者や町内のお弁当事業者を招待して栄養や食べ応えの面について意見をいただいた段階でございます。

主食、主菜、副菜に分けて栄養やアスリート対応を意識し、木城町の食材を利用するなど魅力ある料理が提案されておりました。

お弁当業者は町内より７業者が参加していただき、アンケートに答えていただき、意見をいただいたところでございます。

これから２月試食会ということでご意見を参考にしながら、メニューの決定に向けてさらに協議を重ねていく予定でございます。２月に試食会を開催する予定でございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　ちょっと質問の中で足りない箇所があったんですが、この後の質問の後で結構です。

心配されるのは、今年も暑い日が続いております。このような暑い日が続くと野菜の端境期にも重なるかもしれませんし、調達が困難な場合もあるかと想定されるが、そのような対応はできているのかお聞きをいたします。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　先ほどの質問の後半部分について、まず、お答えいたします。

弁当の提供数ですけれども、リハ大会は２日間で６００個、本大会は３日間で１，２００個程度を予定しております。この８月１８日の試作・試食会では、主食、主菜、副菜、合わせて２０種類ほどの料理が準備されておりました。野菜類、肉類、魚類など、ふんだんな食材を利用した調理が行われており、その中でも今回の試作・試食会では町内で収穫された野菜、ナス、ズッキーニ、ショウガに加え、町内で製造された木城黄金姫ドレッシングやあごだしふりかけ、ご

まふりかけを使用したところでございます。

また、暑い日が続く端境期になり、困難な場合も想定された対応ということでございますけれども、現在、協力をいただいている南九州大学の先生方でもそのご意見、先日の中で出されて、対応についても今後検討したいということで、今後も関連する産業振興課、生産者、町内事業者等と協議連携を行い、大会開催のある季節に応じた食材を準備し、栄養やアスリート対応を意識した魅力ある料理、そして弁当が提供できますよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　おいしかったですか。暑い日が続くということで、一番心配なのは食中毒であろうと思います。弁当の内容もそうですけれども、そういう管理体制というのは十分できるのでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　非常においしい調理がなされておりました。そのようなおいしくアスリート対応を意識したものでございますので、心配のありましたような食中毒等については十分留意しなければならないと思っております。

そのようなものを防ぐ意味では、保管が非常に大事になってくるということでございます。冷蔵庫や涼しいところに保管しなければならない、そして早く食べるのが有効なことから、保健所等のアドバイスをしっかりいただきながら保冷車等での保管について準備して、そういうことのないように取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　万全な態勢でよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問をいたします。

これまでに佐賀県、滋賀県、青森県の開催自治体に研修に行かれております。百聞は一見にしかずといいますので、それについては問題ないと思いますが、何か感じるものがあったのかなと。どのような課題や問題があったのか。また、そのことへの対応はできているのか。開催地の規模や交通状況など、多くの面で違いもあると思います。その中で、本町でしかできない大会というのはどんなものなのか、また、イメージができているのかお聞きしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　大会においては、特にクライミング会場において様々なレイアウトで行われているようでございます。本町は、リード競技の壁をグラウンドに仮設にて設置し、ボル

ダー競技の壁を町体育館内に設置して大会を行う予定でございます。今、計画を進めております。

過去の先進県の事例においては、ドーム施設の中にリード競技とボルダー競技の壁を造ったり、既存の施設を使ったり、本町とは異なる競技運営方法でありますが、それぞれの先進県の視察に行くことで得る情報も多くありました。

例えば、よく聞かれますのが、当日の急な変更に対応するのに苦慮をしたということであります。当日の競技ルートが急遽変更になったり、選手の食事の手配であったり、雨天の対応であったりということでございます。

これについては、中央競技団体や県協会と毎月約１回、月１回ですね、ウェブ会議を現在行い、事前の打合せや確認を進めてまいります。大会当日までにも、また大会当日でも、この団体や協会との連携を密にしながら対応していきたいと考えています。

また、視察によって感じたことを例に挙げますと、競技ルート数を多くして競技開催時間をコンパクトにし、選手や大会運営関係者の負担を軽減するなどの工夫も見られました。

また、予算面でありますけれども、本町では、ウォールを隠す幕を不要と判断して設置しないなど、経費削減のための資料とすることができました。

さらに具体的には、グラウンドに仮設するリード競技の審判や観覧者から見やすくするような整備の仕方など、細かいいろいろな点で参考となっています。競技の問題点はそれぞれの会場で、毎年数多くいろいろな点が挙げられております。

そういう先催県との連携、情報交換を密にしながら、参考にしながらよい大会をつくり上げたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　来られた選手が十分その能力を発揮できるようによろしくお願いしたいと思いますし、また、開催地である木城町の町民の皆さんがよかったと思うような大会にしていただきたいと思います。

これからリハーサル、そして本大会までのある程度のタイムスケジュールというのがある程度できているというふうに思っております。

また、９年度からは推進室の業務も大変煩雑、多忙になると思いますが、ほかの課からの応援体制等は整っているのか、お聞きをいたします。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　開催される順番で申し上げますと、先ほどの４回の、６月から１０月までの開催が予定されておりますので、国スポ推進室とまず教育課が密にしながら、教育課一同でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、これに関わる推進の協議会等には、各課の課長さん方も組織の中に加わっていただいております。全庁を挙げてこの国民スポーツ大会を成功裏に収めるよう連携、推進して、しっかり計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　例えば、グラウンドが実際使えなくなるのはもう４月ぐらいからなのか、その後体育館も含めて、設備をする際には体育館の使用も制限されるだろうと思いますが、そういったものについては早め早めに情報提供をお願いしたいと思います。国民スポーツ大会の正式競技のスポーツクライミング、公開競技のエアロビックが町民の心に残ることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（眞鍋　　博）　９番、甲斐政治君の質問が終わりました。

○議長（眞鍋　　博）　次に、３番、４番、５番の質問事項については、一問一答式により、１０番、中竹義一君の登壇質問を許します。中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　１０番。通告しておりましたことについて質問していきます。

農業対策について伺います。

国が打ち出す米政策に、減反政策、生産調整、需要に応じた生産と、様々に軌道修正をしながら対策を講じてきました。１９９５年に食料安全保障の観点から米や麦など主食用作物の流通や価格の安定を図るために食糧法が制定されましたが、政府を通さない米の流通が増え、生産者が消費者に自由に販売できるように改正食糧法に転換しました。このことにより、２５年度、価格高騰で多くの農家は主食用米の生産を優先し、価格下落の状況が見られます。木城町において作付面積は増加したのか、また、８年度の早期米の一等米比率はどうであったか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。ただいま中竹議員がるる申し上げられましたように、米政策、変わってきております。猫の目農政の最たるものだろうと思っていますが、現在では生産コスト指標を示して需要に応じた生産を行っていただいて、あくまでも民間努力で米価と需給を安定させるという政策であります。

しかし、今おっしゃったように現状は、米政策の限界が如実に現れてきていると思っているところであります。

そこで、米の安定生産、供給に向けた取組といたしましては、２つ、私、あるものだろうと思っています。

１つは、生産者目線でいきますと、生産者のコスト負担を軽くするということ、２点目は、逆

に消費者の立場からいきますと、消費者が買いやすい適正価格の維持をしていただきたいという、相反するものがあるだろうなと思っていますが、これにつきましては、やっぱり米が一つの大きな指標、それから食料安全保障上大変な生産種目になりますので、政府、それから地方自治体、関係機関、団体で連携して対策を講じていくべきだろうと思っているところであります。

そこで、ご質問の主食用米の作付面積、それから８年産の早期米の一等米比率等については、主管課であります産業振興課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　産業振興課長。

○産業振興課長（藤井　　学君）　産業振興課長。令和８年産の主食用米作付面積ですが、大きく増加をしております。令和７年産の１４５．７ヘクタールに対しまして、令和８年産は１６５．３ヘクタールと、１９．６ヘクタールの増加となっております。

また、一等米比率については、一等米が２５．４％、二等米が３５．７％、三等米が３５．０％、規格外が３．９％となっております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一議員。

○議員（１０番　中竹　義一君）　町長のお話にもありましたけれども、やはり生産者は高く売れたほうがいい、消費者はある程度価格が安いほうがいい、また、流通過程においても中間がありますので、様々に難しい点があると思います。新聞等にも、テレビ等にも見ますと、やはり消費者の方が、高いね、野菜が高いね、米が高いねって言われるのを報道されております。やはり、それは、でも生産者にしてみれば、もうちょっと高く買ってもらったほうがいいかなという感じもあると思いますので、そういう点も今、町長も言われたとおりだと思っております。やはり生産者の面と消費者の面の立場があるのかなというのを感じたところであります。

宮崎を含め全国２０県が増産し、自治体やＪＡでつくる県内２２の地域農業再生協議会の作付意向が公表され、主食米は前年度より８００ヘクタール増の１万４，３００ヘクタールと拡大しています。このように令和７年の米の価格が高かったことにより、農家の作付意向が進んだものだと考えます。

ＪＡの年度別買い付け概算金を見ると、令和６年が、コシヒカリ玄米６０キロ、約１万９，０００円、７年が３万２，０００円、８年度が１万７，０００円ないし８，０００円といわれて、農家は豊作貧乏だと嘆いておられます。令和７年度産の高値から消費者の米離れが進み、大量に売れ残ったまま在庫を抱えた状態で早場米が出荷され、過去に政府が放出した備蓄米や輸入米により市場では米がだぶつく事態を招いていますし、消費者も米離れが進み、値崩れを起こし、悪循環で米社会が動いています。

追い打ちをかけるようにロシア・ウクライナ中東情勢の悪化、ホルムズ海峡の封鎖などにより、

肥料、燃料、資材の値上がり、機械の修理代など、コスト増でも農家は悲鳴を上げています。今後、高齢化に伴い、離農の声も聞こえてくるのではないでしょうか。また、心配もしております。

農家の支援策、過去に令和４年、５年だったと思いますけど、燃油等高騰対策、ハウスと露地野菜農家に対し緊急支援の実施、農業振興費補助金支援対策、肥料価格高騰対策事業、農林畜産業物価高騰緊急支援事業が取られています。

食品消費税が２年限定の１％で２０２７年４月から始まります。

しかし、肥料、資材の購入は、これまでどおり１０％の負担があります。

また、エルニーニョがもたらす猛暑などにより、農作物の生育にも悪影響を及ぼすおそれも現実化しています。

畜産、養豚、養鶏、米、畑作、ハウス農家の実情と今後の状況を考慮しながら、そして、農家を守る観点から支援対策を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。今おっしゃったように、これまで既存の支援事業に加えまして、肥料や資材、それから燃油高騰など物価高騰対策については、フェーズごとに、かつ経営形態ごとに、いろいろな緊急支援を実施したところであります。

しかしながら、今おっしゃったように、依然として農業資材でありますとか、燃油価格の高止まりが続いておりますし、ここへ来てやっぱり中東情勢の悪化ということが一番大きいんでありますが、そういった部分でなかなかの部分もあります。

加えまして、酷暑でありますとか、豪雨などの異常気象が作物の生育に影響を与えているということで、農業経営を圧迫している、また、生産もままならないという状況が続いていることは十分に認識をしているところであります。

現段階におきましては、これといった具体的な支援策はまだ決めておりませんけれども、今後効果的な農業支援政策を検討していくことには変わりはありませんので、情勢を見ながら、それから国、県と連携をして、農家を守る観点から支援対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　今後、国の施策と、行政として農業支援を進めていく考えはあるということを伺ったところであります。

次に、県内新規の就農者を、県が示す第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、２１年から３０年、目標に示されていますが、２０１９年から６割減少している状況であります。

一方、県における農業生産額は増加傾向にあるが、担い手確保が必要だと説明されています。

実際問題として木城町の現状を伺いたい。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。農業は、私は常々生命産業であると思っておりますので、その生命産業である農業を持続的に安定的に発展させていく、あるいは安定的な農業経営を目指すという意味では、今おっしゃったように担い手の育成、確保が喫緊の課題だと認識をしております。

木城町の現状等につきましては、担当課であります産業振興課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　産業振興課長。

○産業振興課長（藤井　　学君）　産業振興課長。まず、ご質問の農業生産額でございます。農林水産省公表の市町村別農業産出額ですが、これは推計になりますが、令和６年度までの数値であります。米とか野菜などの耕種部門については、産出額は伸びてきております。ただし、畜産部門については、減少傾向になっております。近年、肥育牛の枝肉価格が低迷をしております。一方で、繁殖牛についてはピーク時、これは令和５年１０月なんですが、１頭当たり平均４７万円台まで落ち込みましたが、令和６年１１月からじわじわと上がってきております。今年に入ってからは、１頭当たり平均８０万円を超えている状況が続いております。このように産出額についてはある程度の伸びは見られますが、資材の高騰、あと天候不順によりまして収量減なども考慮しますと、決して経営的に安定しているとは言えない状況にあります。

また、担い手確保の現状ですが、過去１０年間で新規就農者が１０名、親元就農者が１２名となっております。町内の平たん部においては比較的若い担い手に経営のバトンタッチができているものと思われますが、中山間地域、特に山間部においては近い将来担い手がいなくなる深刻な状況になる可能性が高くなっています。

今後、中山間地域の農地保全、担い手確保対策の取組としては、地域外からの移住、定住を含めた新規就農者の参入事業を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　町長のお話も生命の産業だと。昔から基幹産業は農林業というのを、木城町で最初、私が議員になったときもそういうことを教わったところであります。また、農業も、その担い手も新規で１０名、親子の継続で１２名と。今度は１９歳の若い女性の方がその役目を務められるということで、次の若い世代ができてきているんじゃないかなという関心を持ったところでもあります。

次に、農業もＡＩ、大型化し、農家の負担も増加しています。また、年々機械も人間と同様にメンテナンスが必要になります。今、機械の購入に対し補助金を出していますが、大型となりますとそれなりの費用がかかります。個々の実績、取組などを考慮し、補助金の格上げ支援する検

討も必要だと思います。考えを伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。これまで単独事業として他の市町村に先駆けて、木城町は農業機械導入に係る補助事業をやってきたところであります。３年間ごとに大型農業機械と、それから小型の農業機械を対象にして、３年間のスパンで交互に実施をしてきたところであります。

また、最近、スマート農業用機械、今おっしゃったようなＡＩを搭載したものでありますとか、そういったスマート農業機械についても一昨年から農作業軽減サポート事業補助金という制度を設けておりまして、農家の負担軽減を支援をしてきているところであります。

そういいながらも、生産者におかれましては、そういった助成をしながらもいわゆるＡＩ搭載のスマート農業に向けての農業機械、それから大型化もしています。それから、当然のことながら農機具等の高騰もありましたので、そういった意味では大変なご苦労や負担、コストがかかっているものだろうということは重々に承知をしてきているところであります。

そこで、今、中竹議員がおっしゃったようにやっぱり見直しをしなくちゃいけないんだろうなというのは重々分かっておりますので、さっき言いましたとおり３年間のスパンでやっていまして、来年度多分３年間のスパンが一応切れますので、そのときに、現在の補助事業が終了するタイミングで、新規の補助事業でありますとか、更新事業、それから補助率でありますとか、上限額を含めた形で見直しと検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　３年間スパンで予算が小型と大型と変更してやっているということで、今後見直しの方法もあるということで期待しておきたいと思います。

今、農業用ドローン、田植機、トラクターに後づけでき、衛星からの電波を受信して自動操舵できるシステムが取り付けられ、農業従事者の労働力減少対策の一役を担っています。

最初から取り付けられている農機は１台数百万円から数千万円かかります。後づけの場合でも１００万円ほどかかると言われています。都城市では補助金を出し、農家の負担軽減に努めているそうです。木城町でも考えはないか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。ドローンの関係につきましては、先ほど答弁しましたように農作業軽減サポート事業補助金というのを創設していますので、その中で対応させていただいております。ドローンでありますとか、それから、後づけの自動操舵システム等についてもこの事業で申請可能であると思っています。

それから、申請メニューにないものについては、先ほど言いましたように３年間のスパンがあ

りますので、そのときに見直しと検討をさせていただきたいと思います。

それから、反省を込めて言いますと、やっぱり生産者にはこういった農作業軽減サポート事業補助金についてはまだまだご存じでない生産者も多いだろうと思っていますので、今後、制度利用の周知を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　次に、２の耕作放棄地について質問に移ります。

過去に聞いた遊休農地面積は、１，０９７筆、９５万９，１０９平米、町面積１割に当たるとのことでしたが、現在の状況を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　産業振興課長。

○産業振興課長（藤井　　学君）　産業振興課長。令和７年度末の農業委員会が行っている利用状況調査の数字になりますが、遊休農地面積１，０３２筆で９５万６，３３８平米となっております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　多少は減ったっていうことですかね。

では次に、遊休農地活用対策について伺います。

農業に対して１の質問に挙げたように、今後厳しい状況が想像されます。農地法第３６条、農地中間管理機構、地権者の意向によるところが大事であります。何もされず放棄している場所もあり、鹿、イノシシなどの遊び場となっており、近隣の田や畑に被害をもたらす状況があります。農地にも青地、白地があり、農業委員会も手だてを講じていると考えます。会社や個人事業主でも後継者がいないとき銀行などが仲介して次の世代に継続されております。現在の遊休農地についても集約化等の何らかの手だてが必要だと思いますが、対策を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　産業振興課長。

○産業振興課長（藤井　　学君）　産業振興課長。遊休農地の活用対策ということですが、遊休農地の多くは山際であるとか、日陰、遠距離、山間部の迫田とか、条件不利地が多く、近年では少子高齢化や若者の都市への流出、世代が変わっていくことによっての不在地主も多くなっております。

農業委員会では、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地パトロールを随時行うとともに、農地１筆ごとの耕作状況を調査する利用状況調査を毎年行っております。その結果を基に、耕作されていない農地の所有者に対しまして、自分で耕作するのかとか、それとも売買とか貸付けしたいかなどの意向調査を行いまして、希望があればあっせんあるいは農地中間管理事業に乗せるなど、できる限り農地の集積、集約化を図ろうと農業委員、農地利用最適化推進委員さんも動か

れています。

しかしながら、生産者も経営がかかっておりますので、労力面、あと効率面の理由によりなかなか耕作の契約が進まないのが現状でございます。

また、山林化して農地としての再生が困難な農地の所有者に対しては、山林への転用であるとか、非農地証明などの申請を促しております。

今後、地域の担い手の方々とともに、地域計画のブラッシュアップを実施していきますが、あわせて、今年度から創設された大区画化等加速化支援事業や農業振興公社の農地耕作条件改善事業などの国県補助事業なども広報、ＰＲしながら対策を講じていきたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　産業振興課としては農業委員会の推進委員などを通して意向調査を行って今後の対応を取っているということを伺ったところであります。

次に、木城町広報誌の「コスモス」の中で、「広がる！オーガニックなまちづくり」に市民農園の開設を計画中ということで、イメージ写真が掲載されていました。今年度中とうたってあったので質問に挙げていましたが、今議会においてオーガニック市民農園の整備事業費として予算計上され、５日の宮日にも早々と掲載されておりました。委員会審議前、議決前ですが、場所、広さ、区画数などを一応伺っておきます。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。ご質問のオーガニック市民農園でありますけれども、いわゆる化学的に合成された農薬でありますとか、肥料の使用を制限した市民農園を設置したいということでありまして、目的が２つあります、大きくは。

１つは、いろんな方に有機農業に触れる機会を提供する。市民農園を通じて提供することによって、有機農業の理解と、それから、機運醸成を図っていきたいっていうのが１点目。

２点目が、町内で生産、栽培される農産物の増加と、それから市民農園では区画が限られてますので、そういった意味では多品種化につなげたいという思いから開園をするものです。

特に、多品種化につきましては、大規模にはできませんので、いろんな作物を有機でつくっていただきたいなと思いがあります。

そういうことで、今、議員からおっしゃったように、市民農園の概要等についてはこの場で、質問でありますので、担当課の産業振興課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　産業振興課長。

○産業振興課長（藤井　　学君）　産業振興課長。ご質問の市民農園の場所、広さ、区画数ということですが、現段階の計画では、場所は、中川原農村広場を考えております。広さですが、約

２，０００平米ございます。区画につきましては、１区画当たり約４０平米で、１９区画を計画をしております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　そこには水道管理施設やらはあるんですね。はい。

新聞にも載せているように１，１４１万円、うち３００万円県補助金がついているようであります。令和８年度木城町一般会計補正予算の中で、委員会等でも審議させていただきたいと思います。

次に、熊本地震の様々な状況を受けてについて伺います。

国は、防災庁設置法、関連法案を成立させ、災害対策の司令塔となる防災庁を今年度１１月予定で創設する考えを示し、２０２７年度に地方機関の防災局を２か所設置する考えを示しております。災害に備え、専門人材育成、自治体の対応力強化、備えの強化と被害軽減を目的に掲げています。

また、改正災害対策基本法も成立し、災害対策の基本理念に被災者の良好な生活環境の確保が明記されています。

熊本県、２０１６年4月１６日にマグニチュード7．3の地震があり、２７８人の方が亡くなられております。そこから１０年後に当たる２０２６年7月２８日にマグニチュード7．１で３８名亡くなられています。家屋被害3万８９４棟、うち全壊1，２８３棟（8月１５日時点）と甚大な被害をもたらしています。千葉県でも１３名の方が亡くなられたと聞いております。木城町でも震度４、揺れの激しさを感じ、身近の接近が近いのかと思いました。その後４００回を超える地震が数えられております。震源地が熊本の日奈久断層帯、長崎、日向灘を連結するように続いております。

熊本の被災地にはボランティアの方々、県市町村の職員、医療救護班、町内支援、災害用ランドリー車、トイレ車など、苛酷な暑さの中、多くの人々により手助け友好の輪が広がっています。木城町も２名の職員の派遣を行っています。９月５日、熊本県氷川町に仮設住宅２０戸が完成し入居が始まりましたが、家屋被害に対して必要数が不足状況で、早急な対策が望まれます。

宮崎県が発行している「南海トラフ巨大地震（マグニチュード９クラス）その時のために今、できることを」の中に、木城町は震度７が示されています。木城町でも建築基準法に基づき昭和５６年（１９８１年）に耐震基準が見直され、木造住宅の耐震診断、改修に対して補助金を出しております。現在の耐震化率や耐震改修住宅はどれくらいあるのか、また今後の取組を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　今、様々な熊本地震、特に地震を受けて様々な課題でありますとか、備

え、それからまた、新たな気づきもいただいたところでありますので、私たちもそれに向けて、いろいろこう対策を練っていく機会となったところであります。ご質問の、以下の質問については、それぞれ担当の課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。木造住宅の耐震化は、地震災害から町民の命と財産を守るために大変重要な取組であり、町として積極的に推進をしてきております。

本町における木造住宅耐震診断、耐震改修等につきましては、平成１８年度から実施をしております。ご質問にありました昭和５６年５月以前に着工された木造住宅については、国、県、町がそれぞれ耐震診断、改修に必要な経費を負担する補助事業を活用して実施しております。

また、町の単独事業としまして、平成１２年５月以前に着工された木造住宅も耐震化の対象とし、より安全性を高める取組を実施しております。これは、昭和５６年６月以降の新耐震基準に基づき建築されておりましたが、平成１２年６月の建築基準法改正により木造の耐震規定がさらに詳細化されております。過去の地震災害において、昭和５６年６月から平成１２年５月までに建てられた建物でも被害がある一定程度確認をされている状況でありますので、町独自の重要な取組と考えております。

本町の耐震化の詳細についてですが、町単独事業分も含めた棟数でご報告させていただきます。

事業開始から令和８年度に申請のあった分まで含めますと、耐震診断１１４棟のうち評点１．０未満、「倒壊をする可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断されたものが９２棟となっております。９２棟のうち耐震化改修や取壊しをされたものが２０棟であります。

事業の推進のため定期的な耐震改修の広報活動を行っておりますが、耐震改修まで至っていないケースも多くあるため、耐震診断後、耐震改修などに至っていない全ての家屋所有者についてダイレクトメールを送り、耐震改修の促進を実施したところでございます。

結果としまして、家屋の管理について世代交代をされた方などから耐震改修の相談を受けるなど、一定の効果があったものと感じております。今後も地震災害から身を守る重要な取組である耐震化について広く周知するとともに、耐震改修の要望に対応できるよう、国、県と連携し、予算の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　令和８年度から申込みが１１４棟あって、９２棟、そのうち２０棟が耐震の対策を取られたということでありますので、まだまだ多くの方が、やはり高齢化になりますと、先行き、お金の問題もありますしね、なかなか難しい問題もあるとは思いますけど、先ほど言われたように予算の確保で、住まわれている方が、より安価にその対策が取られる

ようにまた講じていただきたいと思います。

次に、空き家の状況について手をつけられているのか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。木造住宅の耐震化の補助要件として、現在居住していること、居住することが確実であることとなっておりますので、空き家の耐震化については補助対象外となっております。

しかし、家屋の売買などのケースもありますので、状況を確認しながら丁寧な対応を行っていっているところであります。

また、「空家等対策の推進に係る特別措置法」に基づき、空き家対策のため現地調査を行っております。その中で倒壊のおそれがあるような空き家、特定空家と言われる空き家については、関係者に連絡を取り、取壊し等のお願いをすることとしておりますが、現在、町内において特定空家はない状況となっております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　続いて、町営住宅についてはどうなのか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。現在取壊しを予定しています、それ以外の昭和５６年以前に建設された木造住宅の町営住宅については、耐震診断を既に実施をしております。いずれも評点が１．０以上となっております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　ちょっともう一回聞きたいんですけど、評点１．０ってちょっと先ほどから出てますけれども、それの中身の詳細をちょっと教えてほしいんですが。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。耐震診断をしまして、１．０以下か以上かが第一の基準となってくるわけですが、先ほどの答弁でもありましたように１．０未満でありますと、倒壊する可能性がある。さらに低い０．７以下とかになりますと、倒壊する可能性が高いというような状況になってきます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　倒壊の基準によって、その数字が表されているっていうことですね。

今、町営住宅５６年の耐震はできているということでありますが、今、木城町に建っている住宅の年数というのは何年に建てられたのか、再度伺います。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。町内の住宅の建築年度ということですが、それぞれ町営住宅の目的別に建てられておりますが、公営住宅、住宅に困窮されている方や低所得者の方たちを対象とした住宅でありますが、その中が長屋タイプのものが昭和３８年度から昭和５５年度に建設をされております。

また、戸建てタイプ、中島住宅がありますが、こちらについては昭和６１年度。中川原住宅（４階建て）につきましては、昭和５８年度となっているところであります。

一般住宅でありますが、出店住宅のみが昭和５２年度、それ以外の一般住宅につきましては、全て平成の建物となっているところであります。

石河内の山村定住住宅が平成１６年度、特定公共賃貸住宅、リバーサイドコスモス、岸立団地ですが、こちらも全て平成の建物となっているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　その中で、長屋タイプが昭和３８年から５５年ということで、いわゆる古くなってきているというのが伺えたところであります。今後様々な耐震とか、いろいろしなくちゃいけないし、いずれ建て替えもしなくちゃいけないんだろうなという考えも持ったところであります。

２の各避難所において、備品等、命を守る対策が取られております。石河内公民館にも防災食として、梅・白・鮭かゆ、タケノコご飯、けんちん汁、ハンバーグ煮込み、サバのみそ煮、卵スープ、フリーズドライビスケット、保存水４箱、また、宮崎県企業局からフリース毛布１０枚入りが３箱、その他に災害用浄水器とサーキュレーター（小型扇風機）が２つ確保してあります。

熊本地震を受けて、宮崎日日新聞社がアンケート調査をしました。避難所において猛暑、断水、停電の状況を見て、食料や飲料水の備蓄、トイレ、シート、薬、非常用持ち出し袋の準備と回答が寄せられておりました。熊本、千葉の状況を鑑み、新たな対策を考慮されるのか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　町長。常に私は防災については、常在危機の意識を持って、平常時に、何もないときにやっぱり災害のリスクを軽減するということ、それからもう一つは、もしもの災害に備えることが肝要だと思っております。

さらには、最近いろんな大規模災害が起こっておりますので、そういった災害事例を教訓として常に改善、あるいは更新していくことも必要だと思っているところであります。

そこで、過去の災害事例なども教訓に、新たな対策を常に検討しておりますので、今の段階で新たな対策について、担当課であります総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　総務財政課長。

○総務財政課長（小野　浩司君）　総務財政課長。ご質問がありますように、今回の熊本地震におきましては、猛暑日が続くという中での停電、それと断水が続いております。断水につきましては、地震の発生から１か月が経過した今も一部の地域で続いているという状況にあります。

したがいまして、これもご質問でありました震度７クラスの南海トラフ並びに日向灘地震が想定されるという中でのライフラインの壊滅的な影響が出ることも想定をしなければならないと思っております。

これまでの備蓄品の状況について、先にお答えをさせていただきます。

これまで主要７品目を中心としました、食料品を中心としたものにつきましては、発災後の３日間を県、市町村、個人で賄うということを想定して備蓄をしております。食料につきましては主食・副食、飲料水、粉ミルク、おむつ、携帯トイレ、カセットコンロ、ボンベ、ストーブ、扇風機、トイレットペーパー、段ボールベッド、パーテーション、簡易ベッドなど、特に消費期限があるものにつきましては、年度で順次入れ替えながら、必要量を確保しているという状況であります。

ご質問の今年度の新たな取組ということでありますが、資材機器を予定しております。今年度は、国の避難所等環境改善事業を活用しておりまして、避難所での、特にトイレに関するもの、並びにプライベートルームといった資機材の購入を予定しております。

今年度の予定資機材につきましては、まず、その資機材を保管する場所としまして、新たに木城学園体育館の西側に大型の備蓄倉庫を設置する予定としております。その中に、ユニバーサル式の大型トイレカーの導入をはじめ、自動ラップ式のトイレ、災害用プライベートルーム、防災用多目的ルームテント、簡易ベッド、蓄電池、強力送風機、冷風機など、停電や断水を想定し、特に発災後４８時間以内での速やかな配置と、避難所生活における暑さ寒さ対策を含め、被災時における安心、安全な生活環境の確保、改善に向けて、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、蓄電池につきましては、今年度、川原公民館、石河内公民館、中之又総合福祉センターにもそれぞれ１台ずつ配備をしたところであります。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　今、課長のほうも主要７品目、ほかに様々な提供をしていくということでありましたが、先ほど課長の説明にもありましたけど、公民館にも発電機と、８月末

に役場からいただいた蓄電池、水の背負い式ろ過器が備えられております。

３の町道、県道について伺います。

私たちが日常生活の中で、ふだん何げなく歩き、車を走らせております。その中で道路に差しかかっている木々、ワイヤネット、コンクリートの吹きつけなど、地震や台風が身近に感じられたとき、気がかりと思うようになってきました。現在における町道、県道、橋梁１０７橋の点検、見直し調査の現状を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。今回の熊本地震による木城町の震度が４でありましたので、町道の緊急点検及び情報の収集を行ったところです。

調査の結果、地震による異状は認められておりません。

また、県道についても道路の異状は認められていないとの報告をいただいているところであります。

今後も通常時の定期的なパトロール及び異常気象発生後の緊急点検をしっかりと行っていって、状況の確認を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　異状はないということでありましたが、橋梁については１０７か所、年次的に２０か所ぐらいずつやっている状況でありますが、その点については、異状はなかったのかな。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。道路法に基づきまして、５年サイクルで点検をするということになっておりますので、点検を年次的に行っているところですが、全ての橋梁で異状等は見られておりません。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　町道、県道においての差しかかっている木々の処分に対して対処はできないのか、地権者に相談はされているのか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　建設水道課長。

○建設水道課長（長友　　渉君）　建設水道課長。町道、県道問わず道路上に差しかかっている樹木につきましては、原則、所有者が管理するということになっておりますので、所有者と協議し対応を行っているところであります。倒木など緊急を要する場合には、道路管理者により対応を行ったりもしているところでございます。

また、県道に差しかかった樹木の問合せが、町にも連絡がかなり多く寄せられている状況でありますが、その都度、高鍋土木事務所のほうに連絡をし、個別にご対応いただいているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　その所有者がおるということと、県道については、その都度、町のほうから県のほうに、土木事務所に連絡して対応を取っていただいているという現状があると思います。

今回の台風２４号の影響で県内も２日～４日にかけ大雨をもたらし、６市町村でレベル４土砂災害危険警報が発令されました。土砂降りで、私も役場までの道で、川原に至るまでの山側の木々、元ダイシンキヤノン前の山端の竹などおじぎ状態で、特に車高が高い車や大型車は不便を感じられたと思います。言われたように、担当、割り振りはあると思いますが、解決すべき問題だと考慮しておりますので、今後の対応をよろしくお願いしたいと考えております。

４について、私の質問での答弁を見ますと、要支援者、高齢者の個別避難計画については、洪水地域、土砂災害指定区域、介護度の高い人を優先的に行うということでした。そのとき、避難行動要支援者６４名中作成１６名、２５％の率を示してありました。毎月対象者の増減も含まれていると思います。現在の進捗状況を伺います。

○議長（眞鍋　　博）　総務財政課長。

○総務財政課長（小野　浩司君）　総務財政課長。現在の在宅で生活をします避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成状況でありますが、９月１日現在で避難行動要支援者数が９８名になっております。これに対しまして、現在作成が４１名の作成を行っているところであります。作成率は４１．８％で、今年度着実に一人一人丁寧に説明を行いまして、同意をいただいた上で作成を進めているところであります。

あわせて、これまでの取組の中で課題でもありました高齢者の一人暮らしや高齢夫婦、認知症高齢者に対しても、風水害の洪水、土砂災害区域に限らず、地震災害対策としても優先順位を設定しながら計画を進めているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　インクルーシブ防災事業「誰一人取り残さない」に関して、国の個別避難計画標準業務手順７ステップに準じて行い、１人の作成７ステップをクリアするように非常に労力と時間を要すると聞いておりますし、スピード感を持って令和９年度までの達成を目指したいと答弁を受けております。

先ほど課長の答弁で、今回９８名、４１．８％の達成をしておられると言いますが、日本列島において、地震、暴風雨災害などが起きている現状を踏まえ、国の見直し等はなかったのか、また早急に対策すべきではないか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　総務財政課長。

○総務財政課長（小野　浩司君）　総務財政課長。現在、本町で取り組んでおりますインクルーシブ防災事業につきましてですが、国の、ご質問がありましたように、標準業務手順の７ステップに準じて実施をしております。その中の特徴的な計画づくりに関してですが、個別避難計画と併せまして、現在本町独自のアプリを使いまして、避難時に活用できる災害時ケアプランの作成を行っております。こちらの作成にやはり比較的時間と必要人員を要しているというのが現在の実情であります。

先ほどお答えしました個別避難計画の４１名に対しまして、災害時ケアプランの作成数は３１名というふうになっております。

この災害時ケアプランの特徴でもありますように、このプランにおいて、避難持ち出し物のチェックリストや災害発生時の連絡体制、避難誘導、避難時の解除まで、細かな情報と支援者や協力者との連携体制を作成するために、対象者一人一人に対しまして、関係者全員による地域調整会議を開催するということが必要になっております関係で、多くのスタッフと時間をかけて作成を現在進めているところであります。目標が令和９年度までというふうにしてありますので、対象者全員の作成に対しましては、できるだけ早い段階で作成を目指していきたいということは考えております。

なお、この国の７ステップの一番の肝でもあります庁舎内外の推進体制につきましても、新たに整備をしまして、今月から会議のほうをスタートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　個人の分についても、私も個別避難の２人に対して担当しておりますので、その中身についてもなかなか難しい点があると思っております。今後、個別避難で該当される方、また、山間地域において一人暮らしの方もおられますので、その分も目をかけていただければと思っております。

国民生活基礎調査による厚生労働省が発表した、７５歳以上の老老介護の調査は、前年と比べ２倍の３７．１％、また、６５歳以上の一人暮らしの方も増加している結果が出ています。また、自宅で誰にもみとられずに亡くなった人も、男性が７９％、女性が２１％と２０２５年の内閣府が示しています。木城町においても考慮すべき点があると思います。山間地域を含め、先ほども言いましたけれども、掘り起こし作業の進展はどうなのか伺います。

○議長（眞鍋　　博）　福祉共生課長。

○福祉共生課長（壱岐　和寿君）　福祉共生課長。高齢者人口が増加する中で、高齢者世帯の実情の把握につきましては、地域包括支援センターが行っております。

具体的には、６５歳以上の一人暮らし世帯、６５歳以上の二人暮らし世帯、６５歳以上の三人暮らし世帯を訪問して、世帯の実情を把握しているところであります。基本的には４か月に１回程度の訪問を実施しておりますが、山間地域などにつきましては、近所や支援者が離れていることもありまして、訪問回数を増やすなど、必要に応じて対応を行っております。

また、訪問活動だけでなく、各地域のさんさんクラブに参加して、高齢者の声を聞く場を増やしております。

これらの取組によりまして、世帯の実情を把握した上で、何らかの支援が必要と判断した場合には、民生委員ほか関係する機関、部署に情報をつなげております。現在、このような対応を行っております。

○議長（眞鍋　　博）　中竹義一君。

○議員（１０番　中竹　義一君）　訪問を行い、様々な活動に通じて、そういう人たちの見守りっていうか、そういうこともやっておられるということでありますが、やはり、一人暮らしになると、人との付き合いもなかなか難しくなるし、出歩くっていうのもなかなか難しいんではないかなということも考えられますので、また、包括の皆様方の活動に、頑張っていただけると思っております。

最後に、次期町長選挙への考えについて伺います。

目の前に計画され、令和９年７月に開園予定の川原自然公園、江藤医院跡地活用、木城町で行われる令和９年６月から１０月の国民スポーツ大会開催や、まだ町長の頭にあることなどを含め、多く山積みされている状況だと思います。過去の９月議会では出馬表明がなされております。このことを踏まえ、意向を伺い、質問を終わります。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　これまで、私、職員の協力、そして町民と議会議員のご理解をいただきまして、町長１期目には５つの思い、それから２期目には８つの柱、そして３期目は７つの取組ということで、これを選挙公約として掲げて、そのフレーズごとに取り組み、まちづくりの種をまいてきたところであります。その小さくてもキラリと光るまちづくりの種は、まだまだ今芽吹いたばっかりであると思っておりますので、根づかせるために、そして、さらには集大成の思いを持って、それから様々な行政課題が出てきておりますので、それらの解決に向けて、４期目に出馬をすることを決意したところであります。

せっかくの機会でありますので、思いを述べさせていただきますと、特に３期目におきまして

は、人口減少や少子高齢化が急速に進行してくる中で、活力ある持続可能な地域社会を実現するためにはどうしたらいいのかということ、それからもう一つは、町制５０周年を迎えましたので、次の未来を見据えた取組をどうするのかという２つの大きな課題に向けて、具体的には地域再生と、それから義務教育学校の開設、それから有機農業をはじめとする農林業の振興、さらには、最近、エネルギー、食料品等の物価高騰対策など、そういった多くの課題に向けて一つ一つ段階的に進めてきたと思ってきているところであります。

一方で、人口減少でありますとか、少子高齢化に加えまして、最近は特にＤＸの進展など、社会全体の課題から地域特有の課題まで、その時々においてやっぱりしっかりと時期を置いて的確に対応することが、スピード感を持って対応することが求められていることも承知をしております。

そういった意味では、具体的に申し上げますと、先ほど議員おっしゃったように、今、中之又の地域再生もこれからが大事でありますし、有機農業をはじめとする農林業の振興も大変重要でありますし、それから、ようやく着工の運びとなりました川原自然公園の整備でありますとか、旧江藤医院の事業など、令和９年度以降の継続事業もたくさんあります。

また、来年度にはスポーツクライミング競技とエアロビックの会場として国民スポーツ大会の開催を予定していますので、そういった部分ではしっかりと責任を持って取り組むべきだろうなと思っているところであります。

それから、町政運営におきましては、全体を通して公約の実現による達成度だけではなくて、やっぱり、町全体の財政運営の持続性でありますとか、変化する社会情勢等にスピード感と柔軟性を持って取り組むことが必要だと思っていますので、今、財政につきましては、財政調整基金だけの貯金ではなくて、災害対策、子育て対策等を含めて、それぞれ個別の基金を創設してきたところであります。

今後はさらに人口減少と高齢化が進むと思われておりまして、特に２０４０年に向けては現役世代が今の８割になるという、８がけ社会になると言われておりますので、そのような中、人口減少はもう受け入れることを前提にして、私はここで地域の行政でありますとか、公共サービスの在り方は、もう一回、先ほどの変革ではありませんが、こういった変革、端境期の時期においては、やっぱり常に見直しをすべきだろうなと思っています。そういった意味では、住民の生活の質を維持、向上を保ちながら、賢く集約していくというスマートシュリンク、それからもう一つは、地域の課題解決で賢く挑戦をするというためにはスマートチャレンジという、スマートシュリンクとスマートチャレンジを取り入れたまちづくりを進めることが大事であり、それでもって進めていきたいと思っているところであります。

木城町の小さくてもキラリと光るまちづくりのかじ取り役を任せていただきたく、４期目に出

馬いたします。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　１０番、中竹義一君の質問が終わりました。

○議長（眞鍋　　博）　ここで１０分間休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

○議長（眞鍋　　博）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番の質問事項については、一問一答式により、７番、後藤和実君の登壇質問を許します。後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　それでは、早速ですけれども、一般質問に入りたいと思います。

町外中学校への転校及び支援についてをお伺いいたします。

学園は小中一貫校で、生徒も情緒不安定な時期もあり、途中でなじめない生徒もいるかと思います。そうした生徒を支援する学級はあるのでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　お尋ねの町外中学校への転校及び支援等について、所管が教育委員会の所管事務となっておりますので、以降の質問につきましては教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　学校生活になじめない児童生徒や、個々の特性により学校生活に困難を感じている児童生徒の支援についてでございます。

その時期やその成長過程においては、その子に応じてもそういう場合がございます。一人一人の状況や教育的ニーズを把握し、学校全体で支えているところでございます。

説明させていただくと、本町では学校だけでは十分な対応が難しい場合に、安心して過ごせる居場所や学習の機会を確保するため、校内に教育支援センターを設置して、そこでは町独自に支援員１名、そしてスクールアシスタント１名、職員計２名を配置しております。また、学校と連携した支援を行っているところです。また、同じく町独自で特別支援サポーター５名を配置し、学校生活や学習面での困り感にきめ細かく対応し、授業や学校生活における個別の支援を行っております。

一方で、木城学園では教師と子供たち、また、子供たち同士で互いによさを認め合い、声掛けをして伸ばしていこうとする取組をして、学びやすく生活しやすい環境づくりに取り組んでいる

ところでございます。

以前、宮崎大学の先生から、背伸びのできる学園だという評価をいただいています。これからも一人一人が主人公となり、背伸びのできる学園づくりを目指して、さらに取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　十分分かりました。中にはやはり支援をする子供にも、教育についていけない子供とか、また特殊的な子供もおるかと思いますが、その辺は十分配慮していただいて、今後、子供のために育成をしていただきたいと思っております。

それでは、２番目に、生徒の中には６年生まで、いろんな今、児湯郡内にもスポーツクラブがあります。木城町内にない、スポーツ少年でないクラブに入っている子たちがいるかと思いますが、その学園にない、部活がないため、７年生からほかの町の学校に転校する場合、生徒自身で通学が可能なのに保護者、生徒の住所変更がなぜ必要なのかを伺いたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　木城学園から郡内の学校に転校する場合、この住所変更が必要になります。これは郡内に限らず、町外へ転校する場合は住所変更が必要になって、特に公立学校の就学については法律上でも定められておりまして、原則として児童生徒の住所地を基準として就学する学校が指定されることとなっております。それに従って子供たちの学習する場を確保しているところでございます。

以上です。

○議員（７番　後藤　和実君）　これにつきまして、やっぱり子供も言い方が悪いんですけども人権があると思うんです、行きたいという。そこは考慮してもらいたいなという気がしております。規制というのを取り払らわせてもいいんではないかなという気が私はしております。子供にやっぱり行きたい学校に行く、今度の３番に掲げておりますけれども、郡内の町もそうですかという質問をするところも教育長が答えてもらいましたけども、これは国の法律で決まっているということでありますので、国の法律で決まれば、それに従わなければならないかなと。

しかし、そこ辺をもう少し寛大に考えていく必要もあるんではないかなという気が一つしています。

もう一つは、４番目に移りますけども、義務教育の私立中学校、公立中学校に転校する場合は保護者も生徒も住所変更をしなければならないのか、そこ辺をお伺いしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　まず、区域外就学と申します。校区外の就学については、幾つかの条

件があれば別な市町村の学校へ通うことができると、これ、住所変更をしなければならないという条件がございます。まず、それを申し上げておきます。

また、今、あとのほうのご質問でありましたが私立中学校、また県立中学校に転校する場合、住所変更をしなければならないかというご質問でございましたけれども、私立中学校や県立中学校へ通学する場合の住所変更は必要ございません。私立中学校や県立中学校の進学につきましては、居住地による就学する学校が指定されるものではないためでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　学園になじめず、私立中学校に限らず転校する生徒がいるかと思いますが、私立中学校は遠距離で授業料とか親にも負担が大きいかと思いますが、親の負担の軽減はできないものかを伺いたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　本町では、義務教育段階における教育について木城町立学校みどりの杜木城学園において必要な教育環境を整備し、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに努めております。

また、私立中学校等への進学については、それぞれの家庭の教育方針や子供の希望などに基づく選択であると考えております。

現時点においては、私立中学校等へ進学した場合の通学費や授業料等について、町独自の負担軽減策を講じることは考えていないところでございます。

まずは、今後も本町の木城学園における魅力ある教育環境の充実を図りまして、子供たち一人一人が大切にされ安心して学び、背伸びのできる、成長できる環境づくりに努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　話を聞きますと、やっぱり６年生まで学校の不登校とかそういう子があって、なかなか学校になじめないと。やむを得ずに私立中学校に出さざるを得ないと。その中に学校の指導もあったかと思います。先ほど教育長が言われたように、ほかの学校を進路指導されたかされないかは分かりませんけれども、そういう指導もあってもいいかなと思いますけれども、やはりその学校になじめないといって、学校のほうからほかの町村の学校に転校するとか、いろんな面があると思いますが、それでも行けないという子供が私立中学校に現在行っているんですけれども、そこではもう学校を１日も休まず行っていると。やっぱり環境の変化というのはその子供、子供で違うと思いますが、そこ辺の考え方はどう思われますか。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　やはり成長期にある子供たちは様々な環境に適応するために様々な問題を抱える子供もおります。

先ほど申し上げましたように、まず木城学園に通っている子供たちに対しては、たくさんのサポートや支援する環境も整えながら、次のステップ――ゴールは９年生の春でございますので、に向けてしっかりと対応し、成長の過程をたどらせることを目的として対応しているところでございます。

いわゆる様々な問題については、やはり発見、見届けをしっかり行って、木城学園で学んで卒業させることを大きな目的にしたいと思っております。

家庭や本人の事情で私立中学校に変えるという場合はしっかりとそこにもつなぎますし、つないだ段階でそちらでもしっかり学んでいけるように伝達、連携は図っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　そういうところで私立中学校に行った場合に、教育委員会か学校かで私立中学校との連携というか、今この生徒さんはどういう状態ですかというような情報的なことを交換されているのでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　そちらの学校に入学されるときには、木城学園での生活やその子の様子についてはしっかりとおつなぎし、入学をしっかりと行うようにしております。

ただし、行かれた学校でそれぞれの生活をしっかり子供たちは行っていますので、こちらからどうですかということはあまりないようでございますが、入学した学校からどうでしたかとか、今こういう状況ですがとかいうことの質問等については真摯に答えるように、そして子供の成長に合わせてアドバイスというのでしょうか、そういうことについては行うようにはしております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　親のほうはやっぱりそれなりの税金とか、いろんな面を納入していると。自分から率先的に行く場合と、やむを得ず転校しなければならないということが２パターンとあると思うんです。積極的に私立中学校に行きたいと。しかし、学校に馴染めずにしょうがなく私立中学校に行く場合とは違うと思うんです。その格差というか、そこ辺はどう思われますか。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　まず、実際に私立の学校に行かれる場合、様々な事由等については、あまりに個人的な希望であったりしますので、学校側としては大きくは聞けないんですけれども、どういう状況で入学するかについては、例えば６年生で卒業する段階で伺っているところでございますが、もし、そういう周りの環境と不適合な状況だったり、そういうものが発見される、先ほど申し上げましたように、未然にそういうものについては学園の中では発見したり、意識調査を行ったりしながら発見するようにしていますが、後者の理由でもし私立の中学校に入学される際であれば、やはり学園としましてはそういう理由の解決に向けて対応を図りながら、木城学園で学んでいただくことを進めるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　積極的に行く場合とそうでない場合がありますが、毎年そういう生徒たちが何人ぐらい、全然いない年もあるかと思いますが、ここ３年ぐらいで毎年どのくらいあるかを教えてください。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　ここ近年にわたっての状況としまして、そういう精神的な状況で転校するという子供については把握しておりません。なお、スポーツで、やはり木城学園ではなかなか部活動等がないという子供については数名おります。

近年の状況でちょっと把握していますのが、学習面で以前はこういう学びを深めたいということで私立学校のほうに中学校段階から行っていた子供たちもおりましたけれども、ほとんど近年、木城学園で９年まで迎えたいという子供たちでおります。ですので、スポーツでの入学についてが目立っているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　全国的に学校の部活動に関わる先生の負担軽減ということで、今、地域指導者に変わりつつあります。そういう中で本町の現状はどうなっているでしょうか。また、何種目の外部指導者が関わっているかを教えてください。

○議長（眞鍋　　博）　教育長。

○教育長（恵利　修二君）　今、議員がおっしゃったように、全国的な部活動の地域連携、そして地域展開という推進に向けて進められておりまして、本町でも令和７年度から部活動指導員を配置しまして、学校と連携して活動を始めております。

５つの部活動、野球、サッカー、卓球、陸上、ソフトテニスのうち、令和７年度は４部活――これはサッカー部を除く４部活です、が令和７年度、そして令和８年度には全ての部活に指導員

を配置させていただいてすることができました。これにより地域との連携を図ることで、地域の方々から専門的な指導を受ける機会が増え、それが技術の向上やより充実した部活動につながり、子供たちの健全な育成に貢献しております。

教員に代わって部活動の指導や大会等への引率を担うことができるようになり、教員の負担軽減が図られております。

さらに、みどりの杜木城学園には文化部がなかったんですけれども、生徒を対象にアンケートを実施したところ、吹奏楽やダンスをしてみたいという希望が多く寄せられまして、こうした生徒のニーズに踏まえ、新たに地域クラブ「ｋｉｊｏ．ｓｔａｒｓ」という名前でそれを立ち上げました。現在、吹奏楽を中心に１４名の生徒が活動しております。

今後は吹奏楽に加え、ダンス、そして神楽などの伝統文化を含めた文化活動の充実を図っていきたいと考えております。

本町では、既存部活動を移行することではなく、受皿を整備した上で地域展開を進めるという段階的な取組を進めております。

令和９年度以降は、平日はこれまでどおり部活動指導員を任用し、学校部活動として活動を行い、部活動指導員を中心にしながらも教諭が適宜関わることで生徒理解や学校教育との連続性を維持していきます。

休日は、地域クラブ活動として実施し、教諭が休日に指導を希望する場合は、地域クラブの指導者として登録した上で活動に参加できるように進めていきます。

本町が目指すのは地域展開そのものではなく、子供たちが将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に親しむことができる環境を維持することでございます。

そのために地域の実情や財政状況を踏まえ、一律の制度導入ではなく学校部活動、部活動指導員制度、地域クラブ活動を適切に組み合わせた運営が必要であると考えています。

これからも木城町ならではの制度や運営の整備に取り組んでいきたいと、多くの子供たちの意向をくみ取りながら、そういうことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　後藤和実君。

○議員（７番　後藤　和実君）　少子化現象の中で部活動も大変難しくなってきつつあるかと思います。そういう中で、やっぱり今言われたようにクラブ活動というのが多くなってくるのではないかなと思っております。

木城町に生まれ、木城町に育ち、将来、木城町を背負っていく子供たちの夢をできるだけ負担なくかなえてあげたい。そのために現状を踏まえて転出とか転校がないように町教育委員会なり県教育委員会なりに検討してもらいたいと思います。

最後になりますけども、体育館のそばで夏休みの最終日のときに子供たちがキャッチボールをしていました。「何年生か」と言ったら、「９年生です」と言われましたので、当然、僕は地元の高校に行くんではないかなと思っていたら、「僕は有明高校に行きたい」と、「おお、頑張ってくれ」と心から応援をしたわけですけども、やはり子供たちは大きな夢を持って羽ばたいていくんではないかなと思っておりますので、今後とも子供のことに関しては注意深く育ててもらいたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（眞鍋　　博）　７番、後藤和実君の質問は終わりました。

○議長（眞鍋　　博）　次に７番、８番、９番の質問事項については、一問一答式により３番、久保富士子君の登壇質問を許します。久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今回は、適正な土地利用計画についてと、認知症の見守りサポート、それに求償権について、この３点についてお尋ねしたいと思います。

まず、適正な土地利用計画について質問をしていきます。

旧キヤノン跡地が位置する場所は小丸川に隣接しており、災害時のリスクが非常に高い地域でもあります。

近年は、線状降水帯による記録的豪雨が全国的に発生しており、小丸川が氾濫した場合、この跡地は浸水の危険性が高いと考えられています。この件については、以前から同僚議員が何名か質問をしております。

また、この南海トラフ地震が発生した際には、木城町は震度６強から７が想定されており、太平洋から小丸川に伝って津波が遡上する可能性も指摘されております。さらに、上流には九州電力の揚水ダムがあり、耐震性能が震度６とされていることから、大規模地震時のダムの安全性についても町民から不安の声が聞かれるようになってきました。

このように跡地周辺は複合的な災害リスクを抱えており、現状のまま長期間放置されていること自体が、町民にとっては不安材料となっております。

そこで、最初の質問は、この適正な土地利用計画の観点からお伺いしたいと思います。

旧キヤノン跡地については、過去の一般質問でも所有権の移転や跡地利用の状況が取り上げられてきましたが、現在まで住民に対して十分な情報が示されておらず、跡地がどのように利用されようとしているのか不透明な状況が続いています。特に、所有者がリサイクル関連事業者であることや建物が開放型の構造となっていることから、環境面、景観面、安全面への影響を心配する声が町民から寄せられています。

今後どのような目的でここが使われるのだろうか、行政から説明がないから心配だといった声

が私の元にも複数届いており、下流には町の水源地があることを踏まえると、町民が不安を抱くことは極めて自然なことだと受け止めています。

町として関与できない部分があるにしても、町民の不安を少しでも和らげるためには、把握している範囲の情報を丁寧に示していただき、状況を共有する姿勢が求められると考えています。

それでは、質問１に行きます。

旧キヤノン跡地について、現在の所有者が当時の事業者から変わっていないのか、町として最新の登記情報を確認しているのかお伺いします。また、令和４年３月の同僚議員の質問に対し、具体的な事業計画は全く報告がないと答弁されていますが、その後は跡地の適正な利用計画について、町は１度でも説明や報告を受けているのか、お伺いいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　これにつきましては、担当課であります地域政策課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　旧キヤノン跡地の現状についてということでございますけれども、まず地域政策課のほうで先ほど議員が言われました届出が必要になってくるわけですけれども、その当初の届出、それから不定期ではありますけれども、こちらのほうから随時連絡を取り合って確認をしているというのが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　この国土利用計画法、この届出に記載された土地の利用目的、これについてはどのように把握をしておられるのでしょうか。

今回の届出は、利用目的としてリサイクル関連事業が示されていると承知していますが、町としてその内容をどの程度具体的に確認されているのかお尋ねしたいと思います。また、届出制度では、本来、土地の利用目的を町が把握できる仕組みになっているにも関わらず、過去の町長答弁では「むちゃくちゃな事業はされないと思う」、「新しい取組をされるものだろうと期待している」といった町長の思いに留まった点は、届出で示されているはずの利用目的が十分に説明されていないという意味で、町民にとって分かりにくい状況が続いているものと感じています。

民間の土地であっても町民の不安が大きい状況を踏まえると、町として必要な情報を把握し、届出内容に基づく利用目的がどのような事業なのか、丁寧に確認していく必要があるのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　まず、私のこの思いのことを述べられましたが、私の答弁について、一

部の切り取りをされて今質問されることはいかがなものかなと、もっと前後の脈をしてもらえば、そういう思いをしたということでありますので、それについては私自身不快に思っているところであります。

改めて申し上げますと、令和４年３月議会定例会の一般質問において、答弁の前後を踏まえていただけると思いますが、当時、同僚議員が質問したときには、私の思いとしましては「むちゃくちゃな事業はされないと思う」ということ、それから「新しい取組をされるものだろうと期待をしている」ということをお話ししました。これは結局、令和３年７月６日付で株式会社山崎紙源センターのほうから木城町に対しまして土地売買等の届出が出ました。

これについては、その中に利用目的の欄があります。利用目的の欄につきましては、こういう表現で書かれてあります。「一部建物を除いて既存建物を解体後、当面は現状のまま管理し、将来的に資源リサイクル工場の設置を計画しています」ということであります。それを受けて、同年１０月４日来られたときに、社長と私、２人でお会いしたときにお話ししたのが今言ったことであります。そのときには具体的な目的が書かれていませんので、このことしかないので、これをもって私は「むちゃくちゃな事業はされないと思う」、あるいは「新しい取組をされるものだろうと期待をしている」ということで思いを述べたところであります。

そして、もう少し詳しく言わせてもらえば、この土地売買届出書でありますが、これは木城町が受け付けて、それから県知事へ進達するわけでありますが、それにつきましては、そのとおりの届出書に沿って県のほうに届出書を進達しております。

県のほうは、これを受けて事業者のほうにいろいろと指導・監督をしていくわけですが、通常であれば、利用目的等について勧告制度があります。勧告をすべきところでありますが、県のほうもこの利用目的がさっき私が言ったことでありましたので、県のほうとしても多分思いを持ってなかなか難しいと、決めるわけにはいけないということで不勧告という措置を取っています。不勧告、勧告はしませんと、指導・助言は今の段階ではしませんということであります。

指導・監督をするのは法に定めがありまして、今度は実際にこれをする場合には、当然、木城町に対してこういう事業を具体的にやりたいと、それについては届出が来ますので、その段階においてその利用目的に沿ってうちのほうは産業協定を結ぶとか、いろんな配慮をしてください、水質とか環境に配慮すること、あるいは条件をつけていきます。それをつけた上で、また県のほうに進達をして県が許可をする、あるいは勧告をする、あるいは指導・助言をする、いろいろするわけでありますので、そういった段階がありますので、最初の段階においてはそういう方法しか、答弁しか私はできなかったということでありますので、さも最初の段階で何も決まっていないのに利用目的を云々と言われるのは、私はそういった意味では不快に思っているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

１万平米を超えれば土地売買届を出さなくちゃいけませんので、そういったことも含めて町としては法令に基づいて粛々と対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　私もこの土地売買届出書、これを確認しております。それにも今、町長が言われたようなことがこれにはもうしっかりと書かれています。

私としては、この届出が出されたときに何らかの助言とか、そういうのができないのかな、こういうふうにして使ってくださいとか、そういうのができないのかなと思って質問をしました。

次に、３番目に行きます。

旧キヤノン跡地は町民の飲み水を支える水源地が下流にあります。今後の事業者の計画内容によっては、環境、安全、景観に重大な影響を及ぼす可能性があります。

全国各地では、各種の保管施設や中間処理施設の周辺でリチウムイオン電池の発火や重金属の流出、騒音、臭気など様々な環境問題が発生しています。

こうした事例などを踏まえると、跡地でどのような事業が行われるかによって地域の生活環境に影響が及ぶ可能性が否定できません。多分、町民の皆さんが心配されているのはニュースなどでこういう情報がよく流されていますので、そういう情報を見聞きして、どうなのかなという不安が出てきているのだろうと思います。

そのために、仮に今後、事業者が跡地で何らかの事業計画を進めようとした場合、町民の水の安全と良好な生活環境を守るためにも、町として事前協議制の導入や環境保全協定の締結など、必要な確認の仕組みをあらかじめ整えておくことが大切ではないでしょうか。事業内容が示されてからでは、環境や安全への影響を十分に検討する時間が限られる場合もありますし、影響が出る前に確認できる体制を整えておくことが重要ではないでしょうか。

現時点では事業内容が示されていないとのことですが、だからこそ全国で発生している周辺環境の問題を踏まえて、事前の仕組みを整えるべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　私たちは、全ての事業に対して、法令に基づいて行政事務を行っております。当然のことながら、土地利用に関しましても住民の生活環境でありますとか自然環境への影響について十分配慮することが重要であるということは、久保議員と同じ認識を持っているところであります。

一方で、ご存じのように産業廃棄物の処理でありますとか、処理施設に関する許可、それから指導・監督につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、原則として県の権限により行われているところであります。また、公害防止協定や環境保全協定は、法令を遵

守するために補完的かつ有効的な役割を果たすものであり、具体的な計画がない中で関係法令に沿った公害防止協定等を定めることは困難だと考えております。

いずれにしましても、１万平米以上の整備事業については県の開発許可が必要であり、事業計画等が具体的になった段階で事業者は市町村に対して事前相談、事前協議を行うことになっておりますので、その段階で私たちは法令に基づいた公害防止協定――もちろん内容も含めてでありますが、の必要性の有無も含めて協議検討し、県に審査をお願いするという流れになっておりますので、現在、事業計画が先ほど申し上げましたように具体化をしておりませんので、予断をもって、そういった段階で環境保全協定等を締結する考えはありません。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　産業廃棄物処理法、これはありますけれど、それに該当しない限りは、なかなか始まったら止めることはできないのではないかなと私は考えております。

先ほど町長も言われましたけど、世の中、全て法律で回っていることでありますし、それが法律に該当しない限りは止めることはできないのかなというふうに私は思っております。

次に、近年、全国的に太陽光発電パネルの廃棄、これが社会問題になっています。２０３０年代後半以降、初期に設置されたパネルが寿命を迎え、処分方法や保管場所の確保が大きな問題になると指摘されています。パネルには様々な有害物質を含む可能性もあると、適切な処理が求められていますと、これも全国的にニュースになっております。

こうした全国的な動向を踏まえると、町民の間でも将来、先ほども申しましたけど、どのような用途で検討されているのかとか、環境への影響は大丈夫なのかとかいったそういう不安が声として上がってきております。

全国でも処分方法が大きな課題となっていることから、その動向についてはアンテナを高くして先手先手の対応が重要だと考えています。

木城町には、景観条例や木城町の環境をよくする条例がありますが、これらの条例は環境負荷の高い事業が行われる可能性を想定した規定が十分に織り込まれていないように見受けられます。将来、どのような事業が検討される場合であっても、町民の安心を確保するためには、環境への影響を事前に確認できる仕組みを条例の中に位置づけておくことが必要ではないでしょうか。

そこで、環境に影響を及ぼす可能性のある様々な事業者に対応できるよう、環境条例に必要な規定を織り込むことについて、どのように考えておられますか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　何度も言っていますが、私たちの仕事は法令に基づいて仕事をしているということであります。法令違反をすると、もしも裁判になったときには負けます。

先だって、ある議員が木城町議会に対して裁判を起こされましたが、審決されましたが、それについても問題は法令に違反しているかどうかが問われたものであります。その不備があると最後まで行ったときに裁判で負けるということであります。

要は、法令に基づいてするのが私たちの仕事でありますので、それについては粛々とやっていきます。

先ほど言われましたが、木城町の環境をよくする条例について、目的がただ１つであります。一緒であります、考え方は。町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことをするためにこの条例を定めているところであります。

もちろん、この条例に新たな規定を設けたらどうかというお話でありますが、これにつきましては、産業廃棄物に関する許可や監督は法令上、県の制度が基本であります。県が第一義的にやるということでありますので、県の制度でありますとか、そういった上位法との整合性を十分整理した上ですべきものだろうと考えております。

また、先ほど言いました木城町の環境をよくする条例の第５条第１項において、事業者の責務として「事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を自らの責任において講ずること」と規定をされておりまして、これがいわゆる公害防止を目的として定めておりまして、町民の安全かつ快適な生活を守ることについては担保されていると考えておりますので、現在特に具体的な計画がない中での関係条例の新たな盛り込みというのは、先ほどから言いましたように考えていないということであります。

前の質問でも述べましたけれども、具体的な事業計画が来た段階で、町に対して開発行為に伴う事前相談でありますとか事前協議を行うということになっておりますので、その時点で事業により環境に影響を及ぼさないように産業廃棄物処理法や水質汚濁防止法、それから土壌汚染対策法、大気汚染防止法などの関連、上位法に照らして適切に対応して県のほうに進達していくということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、リサイクルについてもリサイクル法が前からありますけれども、去年か今年に入ってこの産業廃棄物のリサイクル関係も新たな法律が出てきておりますので、私たちは環境、ＳＤＧｓの観点からも、やっぱり今まで使ってきたものをしっかり４Ｒと言いますが、リユースしたりリサイクルしたりすることが求められています。それがよりよい生活、それから環境を守ることだろうと思いますので、そういった部分についても私たちは配慮しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　最後になりますけど、今後、企業と、今そこの土地の所有者と

情報の交換とか情報の把握、こういうのは進めていかれるのか、そして、町民が安心できる町としてのどのような対応を取っていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　先ほどから繰り返しになりますけれども、いずれにしましても、私たちは適宜、土地所有者からの聞取りを行って情報収集を続けていきたいと思っています。

それから、具体的な事業計画の段階、あるいはそういった相談等があった場合には、必要な説明でありますとか協議、手続等を行いますし、また、その段階でしっかりと地域住民への丁寧な説明を行って、その事業に対して、分かりませんけれども、どんな事業に対しても理解を得るようにすることと意見を付して進めていきたいと思っているところであります。

また、私も個人的には、山崎紙源センターは宮崎市内に文具館も開かれておりますので、私は文具について、そこに行って買うわけでありますが、時々、社長さんがおられたときにはそういった形でその後どうなっていますかという話は個人的にはさせていただいているのですが、今の段階では何も決まっていないというふうにお聞きをしています。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今後、何か情報が入りましたら、町民の皆さんにも情報を共有していただけたらいいのではないかなと、それをお願いします。

次に、認知症の見守りサポートについてお尋ねいたします。

近年、全国的に認知症高齢者のひとり歩き、この「ひとり歩き」という言葉は皆さん、なじみがないかもしれませんけれども、徘徊をされる方の意味なんです。最近は、ひとり歩きというふうな表現でされております。

このひとり歩きによる行方不明、この事案が多く発生しており、家族や地域住民、警察が早朝から捜索に当たるというようなケースも見られます。

実際、私の地区でも７月にそういう案件が発生しました。今回は無事に発見されて元気に帰られたわけですけど、１０年前、ちょうど私が公民館長をしていたときなんですけど、同様の事案が発生して、地域の皆さんをはじめ警察とか消防、防災ヘリとか、そういう大がかりな捜索が行われたことがあります。そのときは残念ながら、お亡くなりになって発見されたというようなことでした。

その経験があるため、今回も地域全体が大変心配をしたところでした。今回の事案では、一応、警察のほうにもお願いをして捜索に当たってはいただきました。警察からは靴型のＧＰＳ、これを見守り機器にしたらどうかというような助言を受けました。これは靴型のＧＰＳという機能を有している靴だそうです。この機器の購入が１万５，０００円以上ととても高額であって、経済

的負担が大きいことから、担当課に現状をお伺いしたところ、ＧＰＳの端末とか見守り機器、これが介護保険で適用できる、利用することができるということが分かって、早速、ケアマネジャーを通してひとり歩きのリスクのあるうちの今回の方にお話がなされています。

全国的にも認知症患者が増えている現状に伴い、ひとり歩きによる行方不明は深刻化しており、家族の負担も相当大変なものと察しています。

全国の自治体では、ＧＰＳ端末購入費の補助、靴型ＧＰＳの無料借用、月額利用の自治体負担など、自治体独自の支援が広がっています。

以上の状況を踏まえて、木城町としてどのように認知症高齢者の見守り体制を強化し、家族の負担を軽減していくのか、お伺いしたいと思います。

まず、質問の１番に、町内での認知症を伴ったひとり歩きの恐れのある人の人数と、実際に行方不明になった方の事案発生件数と状況をお尋ねいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　お尋ねの認知症などのひとり歩きの見守り体制等につきましては、関係するのが福祉共生課と健康保険課となっておりますので、それぞれ課長のほうから質問に沿って答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋　　博）　福祉共生課長。

○福祉共生課長（壱岐　和寿君）　ひとり歩きのリスクのある高齢者の人数につきましては、認知症高齢者の日常生活自立度というものがありますが、これを根拠として４３人と把握しております。この人数は、認知症自立度Ⅱｂ以上の方で在宅で生活されている方となっております。

なお、認知症自立度Ⅱｂにつきましては、一般的にひとり歩きの恐れがある方の目安となっているものです。

また、町内でのひとり歩きの事案の発生件数につきましては、地域包括支援センターが把握しておる数字になりますが、過去５年間で令和５年度１件、令和６年度１件、令和７年度１件、令和８年度１件の計４件となっております。

発生の状況としましては、主に家庭の目が離れる朝や夜に発生している状況となっております。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今、状況をお尋ねしたところ、４３名の方が認知症でひとり歩きの恐れがあるというような、それで１人の方が今年は事案として上がってきているということでしたけど、事案として上がってきていないまでも、うちの地区でも警察のほうに届出とか、そこまではいかなかったんですけど、やはりこういうひとり歩きの状況がやはり発生しております。なかなか行政としても把握されていない部分もあるのではないかなというように感じます。

次、２番目の質問です。

福祉共生課が把握しているひとり歩きリスクのある方は４３名と今お伺いしましたけど、現在の木城町が行っている見守り体制と、どのような支援が行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（眞鍋　　博）　福祉共生課長。

○福祉共生課長（壱岐　和寿君）　見守り体制と、あとどのような支援を行っているのかということにつきましては、地域全体で見守る体制構築のため、以前から認知症サポート養成講座を開催しております。最近では、コロナ明けの令和４年度から毎年度開催をしているところです。また、平成３０年度と令和６年度には、見守り声かけ訓練を開催しております。

今後も地域住民の方に認知症の知識を広め、助け合いの輪を広げるための活動を継続的に実施していきたいと考えております。

そのほか本町では、高齢者世帯を対象に急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム「サスケ」を導入しております。このシステムには見守り機能がありまして、テレビを２４時間連続で未使用の場合や１２時間以上連続で使用された場合に異常事態だと判断し、通報する仕組みとなっており、これを毎月の使用料を無料で貸出しを行っており、現在３３世帯が使用している状況にあります。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今、見守り体制支援として、サポートの方たちの認知症講座というのが毎年開かれていると今おっしゃいましたけど、どれぐらいの方が受講されているんでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　福祉共生課長。

○福祉共生課長（壱岐　和寿君）　認知症サポート養成講座の開催状況になりますけれども、令和４年度以降、毎年実施しているということですが、令和４年度につきましては２回行っておりまして、それぞれ受講者数が９名、１５名、令和５年度につきましては１回で１３名、令和６年度につきましても１回で８名、令和７年度につきましても１回で１２名の方が受講されております。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　この認知症サポート講座ですけど、受講された方々はどのような行動というか、どのようなことをされているんでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　福祉共生課長。

○福祉共生課長（壱岐　和寿君）　この認知症サポート養成講座を実施しておりますが、受講された方につきましては見守り協力隊の登録をお願いしております。

見守り協力隊は、ウォーキングや犬の散歩といった日常生活の中でのながら見守りを通じて高齢者の安全確認や、ひとり歩き等の早期発見、保護につなげるものとなっているところです。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　先ほどどのような支援を行っているのかということで「サスケ」が３３世帯設置されているということで、私も町民の方からこの「サスケ」については、とても重宝しているというか、本当助かっているというようなお話をお聞きしております。

独り暮らしの方とか高齢者の方はすぐぱっと病院に行きたくてもなかなか急病になったときには、助けがなかなか呼べないということがあるから、こういう機器が各家庭においてあるというのは、本当強みではないかなと思っております。

次に、３番目の質問に行きます。

全国的にも認知症の、先ほどから申していますけど、行方不明は本当に増加していて、家族が少し目を離した、先ほども言われましたけど早朝とか深夜、こういう場合にひとり歩きをするというのがとても増えております。

家族にとっては精神的、身体的な負担が重くのしかかり、施設入所を検討してもなかなか家庭の事情から入所が難しいケースもあるとケアマネジャーからお伺いしております。

先ほども福祉共生課から見守り体制の現状をお伺いいたしました。また、今回、一般質問するに当たり認知症老人徘徊感知機器――ＧＰＳです、これと見守り機器の利用状況や町の支援体制、ＧＰＳ補助制度を導入した場合の予算試案などを確認させていただきました。

その中で特に私が問題だと感じたのは、せっかくこういう介護保険制度の中にＧＰＳ機能を１割負担で利用できるといういい制度があるにも関わらず、これがケアマネジャーにも当事者家族にもこの情報が全く伝わっていなかったという点です。

行政側の姿勢は、町民から問合せがあれば情報を提供するというような受け身の対応に留まっているのかなという感じがしました。

今回のように警察も介入する事案が発生している以上、担当課からケアマネジャー、そして家族へと積極的に情報を届ける体制が必要ではないかと強く感じました。

認知症高齢者のひとり歩きは、家族にとって精神的にも身体的にも本当に大きな負担となっています。介護保険で１割負担で借りられるＧＰＳ機器の制度がケアマネジャーにさえ周知されていなかったと、この現状を踏まえると、なおさら行政が主体的に情報を届ける必要があると感じます。

待ちの姿勢ではなく、行政側から手を差し伸べるような積極的な周知と支援が求められると思いますけど、今後の取組をお伺いいたします。

○議長（眞鍋　　博）　健康保険課長。

○健康保険課長（濱砂　光章君）　今後の周知方法についてお知らせします。

介護保険制度のメニューには自立した生活を送るため、福祉用具の貸与や購入の事業があり、

福祉用具として貸与が可能な品目の中に認知症の徘徊見守りができる認知症老人徘徊感知機器があります。自宅から外出時にブザーが鳴るものや、ＧＰＳ端末を身につけてアプリで現在地が分かるものなど、様々な機種が存在します。

認知症老人徘徊感知機器等の福祉用具については、年に数回実施している「介護支援専門員・サービス事業者連絡調整会議」において勉強会を行い、介護支援専門員――ケアマネジャーですが、から徘徊の恐れのある介護保険認定者の家族に情報の周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今回のことを教訓としてしっかりと認知症患者の方とか、ケアマネジャーにもしっかりと情報を伝えていただけたらいいなと思っております。

次、４番目に、認知症の方を支える家族は本当に日常生活の中で常に不安と緊張を抱えて精神的、身体的な負担が本当に大きい状況にあります。ひとり歩きのリスクが高い方を見守るためには、ＧＰＳ端末や靴型ＧＰＳなどの機器が非常に有効ですが、購入費や月額利用料・通信費などの負担が家計に重くのしかかっています。全国的にも家族の負担を軽減するため、先ほども申しましたが、いろいろな支援制度を導入する市町村が確実に今増えております。

木城町においても、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、家族の負担を軽減するための支援制度の充実を検討していただきたいと強く願っております。特に介護保険では通信費が対象外であり、月額３００円とはいえ、長期的には大きな負担となるため、町として助成制度を設けることは大きな支えになると考えます。この点に関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　先ほどから出ていますようにＧＰＳ端末の認知症老人徘徊感知機器、おっしゃったように介護保険制度のメニューの中にありますので、その中で自己負担額は、実際は１万３，０００円程度なんですが、介護保険の中で９割を見ていますので実際は１，３００円程度でそれを利用できると、それからＧＰＳの関係がありますので、その関係でそれを利用するとすれば、いわゆる通信費が別途３００円かかると、ですからＧＰＳ機能を備えたこの徘徊感知機器を備えようとすれば月額１，６００円程度かかるということであります。

この１，６００円をどう考えるかでありますが、介護保険制度のメニューの中でそういった制度が設計をされて、しかも９割という高額な助成措置をしておりますので、これ以上の助成というのとゼロとなります。ゼロとなった場合には、金額が小さいかもしれないけど、ゆくゆくはそれが介護保険料金に跳ね返ってくるということも、私たちはしなくちゃいけません。給付ばかり求めて納めるものも納めないということは絶対ないのでありますので、そういった部分では９割という助成をしておりますので、現段階では町独自の助成をする考えは持っていないということ

でお答えをしておきます。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今後も認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、そして、家族が少しでも心の余裕が持てるように積極的に周知と支援制度の充実を強く期待したいと思います。

１，３００円、なかなかやっぱり大変なところもありますので、介護保険がさっき跳ね上がると言われましたけど、それも本当事実ではありますけど、家族の負担を少しでも和らげるためには、そう多い人数ではないですから、その支援をまた検討していただけたらなと思っております。

次に、今度は求償権についてお尋ねしたいと思います。

全国では、違法な懲罰によって自治体に損害が発生した場合、懲罰に関与した議員自身が返還を申し出る事例が起こっております。

奈良県香芝市の事例では、昨年８月に出席停止処分が違法と判断された際、処罰に賛成した議員が判決を真摯に受け止め、自ら求償権の行使を求めたと伺っております。その後、議員全員に誰に求償すべきかと問うアンケートを実施して、懲罰を行った議員に求償すべきとの結果報告を受け、関係者に損害賠償金の相当額を求償するのが妥当との結論が出たと聞いております。

本来、この損害賠償金懲罰に関与した議員の判決によって生じたものであり、議員自身が負担するのは、私は当然の性質のものではないかと考えます。そして、議員が自ら賠償金を返還することは寄附行為ではなく、地方自治法第２４３条の２に基づく損害賠償の補塡であり、原因者が、ここでは懲罰に賛同した議員が負担すべき性質のものです。したがって、返還を申していること自体は法的には適切であり、責任の明確化につながると私は考えます。

質問１にいきます。

本町でも、今回、町が損害賠償金を支払うことになり、町に金銭的な損害が発生しております。

先日の町長の政務報告では、町民に対して多大なご心配とご迷惑、不快な思いをさせたことについて心からおわびを申し上げるとともに弁護士費用、慰謝料など支払ったことについては心苦しく思っていますというような発言がありました。

また、報告の中で今回の件について、これをもって一件落着との趣旨の発言もされました。

しかし、町が損害賠償金を支払ったことで町の損害が発生したという事実まではなくなったわけではありません。町長の一件落着とは、町が損害賠償金を支払ったことで懲罰に関与した８名の議員の責任についてもこれ以上は問わないという意味でしょうか。町に損害が発生した場合、その原因になった行為について責任を取るべき者がいるのであれば、町としてその責任を明らかにする必要があると私は考えます。

そこで、改めてお伺いします。

懲罰に関与した議員に対し、地方自治法第２４３条の２に基づく求償権を行使されるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　今、るる申し上げられましたが、何点か腑に落ちないところが正直あります。

まず、一番最初に、まず反問権という形でよろしいでしょうか。

○議長（眞鍋　　博）　ただいま町長から反問権の行使の要求につきましては、これを許可します。

○町長（半渡　英俊君）　質問の中で、１つは求償権の関係で、議員が責任を取らないのにそういった姿勢、それからそれについておかしいんじゃないかというような質問がありましたが、これについてはもう終わっている段階でありますので今さらという気がします。

それから、この問題に関してはもう裁判所が一定の判決を出したわけでありますので、そういった意味で私は一件落着と申し上げたところであります。それを一件落着じゃないというのであれば、私からすれば控訴していただいて、私は木城町としてしっかりと戦っていくと、よりよい判決を求めていくということを私はしますので、それについての考え方を教えてください。

それから求償権に関して根拠条文、地方自治法第２４３条の２でもってとありましたが、私の認識と久保議員の認識は違いますので、久保議員が考えていらっしゃる地方自治法第２４３条の２は何を規定しているのか、また、そのことについては教えていただきたいと思います。

それから、４点目は求償権について私はないと思っていますが、あえて求償権を求める根拠を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　今回の判決について、私は町長が臨時議会でなぜその控訴をしなかったのかというようなお話もされましたけど、私はこの裁判の判決内容については十分納得しております。

今回は、一般質問の不許可ということは、議会内の規律の中で行われたことであって、それは問わないというような判決が出ております。

名誉毀損が私にとっては一番でした。その名誉毀損を解消してもらうために、結局、裁判を行ったわけですけど、今回の判決で結局、賠償金が発生しております。これは１円でも賠償金が発生したら、それが認められたことになるんです。だから、私としてはもう十分、今回の内容は納得しておりますし、私が勝訴をしているわけですから、私が何も私のほうから控訴する必要はないと思っておりました。私たちとしては、逆に行政側からの控訴を期待しておりました。

しかし、それがなかったということで、それで私たちはもう納得をいたしました。

私が、今回一番気になっているというか、この裁判内容は納得しているんですけど、だけど、この裁判内容じゃなくて、町長が思っていらっしゃる裁判、今回発言もされましたけど、私はそのことについては何かちょっと疑問があるなという感じのことは思っております。

２つ目の地方自治法に関することです。地方自治法では、さっきも町長がおっしゃられたように、この中では守られてはいるんですけど、でも、結局、今回の場合は違法なことがなされたということで、今回はもう結局、裁判のほうでも今回の懲罰、議会の自治で守られているんですけど、でも、それが違法だというような判決が出て、それは本当に珍しい判決ということなんです、今回は。結局、今回も議員の質問権も守られる判決だったし、今回は求償権のことが出ていますけど、でも、地方自治法に関しても、やっぱり求償権というのは何にも原因がない場合には求めることはもちろんしませんけど、今回の場合は原因があって、原因者がいるわけですから、それは町民の税金を使っているわけですから、私としてはその賠償金だけでも皆さんに返還をしていただきたいなというのが私の思いです。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　まず、裁判の結果については、控訴を何とか言いましたが、私としてははっきり結論を申し上げて、久保議員側が控訴するであろうと、すれば私たちもするということでありました。ただ、控訴した場合にはお金がかかります。町の支出があります。それについては好ましくないと私は判断しましたのでしなかったということであります。裁判に勝った、負けたじゃないです。私たちも勝ったと思っているんです、実際は。それは、それぞれがお互いの立場で考え方は違うだろうなと思いますけども、そういったことです。

それから、一番大事なのは、今、求償権の問題でありますが、地方自治法第２４３条の２というのは議員を対象にしたものでありません。はっきり言っておきます。これはあくまでも職員対象です。地方自治法というのはあくまでも議員対象はありません。ここでいう求償権については、国家賠償法に基づくものだったら私は理解できます。地方自治法第２４３条の２というのは、全くデタラメであります、はっきり言っておきます。

なお、あえて申し上げますが、地方自治法第２４３条の２は求償権の規定はなくて、普通地方公共団体の長、私を含めとする町長等の損害賠償の責任の一部免責を定める条文でありまして、全く議員に対する求償権とは関係がないということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　私は議員も特別公務員と思っておりましたので、そういうふうに求償権の問題を取り上げましたけど、やはり町民の貴重な税金を使っているということを本当に肝に銘じて、奈良県の香芝市みたいに、まず自ら返還をするというようなこともあってはいい

のではないかなと思いますし、先ほど裁判の話をされましたけど、私は裁判の結果は十分納得しておりますし、本当に金額の問題ではありません。１円でも取れれば、私が勝訴なんですから、今回１１万円損害賠償金が発生しておりますけど、悪くなければ、この損害賠償金というのは私は発生しなかったと思っているんです。それはもうしっかりと裁判所のほうで認めていただいておりますから、町長が自分のほうが勝ったんだと今おっしゃられましたけど、私はちょっとそれは納得できておりません。

今回の違法な懲罰によって町民の税金が損害賠償金から支払われたと、それにも関わらず求償権を行使しないと、懲罰を行った議員の判断によってこれは生じた損害であって、本来は議員自身が負担すべき性質のものだと先ほどから私は言っておりますけど、本当は町民の税金で違法懲罰の尻拭いをすることは到底私は納得できるものではないと思っております。

違法行為によって生じた損害の責任を負うべき議員ではなく、町民の税金で補塡する、このことを容認する姿勢は行政として守るべき最低限の倫理に私は反するものと思っております。

今回の政務報告では、町民への謝罪や職員、弁護士への労いが述べられていましたが、違法な懲罰によって精神的に苦痛を受けた当事者への謝罪がなかったことは行政としての姿勢がどこを向いているのかなと私は考えさせられる内容でした。

町長が議会の設置者である以上、今回のように議会で起きた過ちに対し、当事者に対してもっとしっかりと謝罪も述べて私はいただきたいなと思っておりました。

町が損害を受けた以上、再発防止に向けて、原因となった行為の責任の所在を明確にし、町民の信頼につながる対応を示していただくことを私は期待しております。

今後は、同様の違法懲罰が二度と起こらないよう、住民全体の利益を優先して議会運営が行われることを強く求めます。

そして、今回の裁判は議会の懲罰権の行使について全国的にもこれから注目される判例になっております。議員の質問権の保障や、議会運営の適正化を改めて問う重要な判断であったと受け止めております。今後、このような似たような事案が出てくると思います。

この私の裁判、これが全国の判例として、皆さん、扱われることになります。それをしっかりと考えていただきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　ちょっと発言の機会を設けさせて。

○議長（眞鍋　　博）　許します。

○町長（半渡　英俊君）　発言の質問の中に求償権、先ほど言ってますが求償権の問題が出てました。

令和８年７月１日、宮崎地方裁判所の判決が出ております。それをしっかりと読み込んでもらえれば、求償権はできないということをまず理解していただきたいと思います。反問させていただきます。

宮崎地方裁判所、７月１日で判決の内容がありましたが、いわゆる求償権はどこで判断をするかと言ったら、いわゆる重大な過失があったかどうかであります。重大な過失があったかどうかが求償権の基準になるわけです。

７月１日の宮崎地方裁判所の判決の内容、重大な過失とは言ってません。これ、ご存じですか。裁判所が示したのは２つあります。

１つは、「議員の中核的権利の侵害がなされた程度としてはそれほど大きいものとは言えない」が１点。２点目、原告、いわゆる木城町です、木城町議会でありますが、「原告は、高額の研修費の使用の指摘など誤解を招きかねない点で措辞適切さを欠くものであった」ということ。それから、そういったことで慰謝料の認定額は少額となって、全体請求額の１６分の１しか結果として認められなかったことも過失度の認定材料となったところであります。

そして求償権の、もう一回言いますが、行使につきましては、さっき言いました重大な過失というのが国家賠償法に基づいて求償権があるんです。地方自治法じゃなくて。その中では、国家賠償法の中では、故意または重大な過失があったときに求償権を行使できますということであります。判決の内容は、この故意であるとか重大な過失とは言っていないです、繰り返しになりますが。あくまでも議員らの懲罰が裁量権の範囲を逸脱し、または乱用したと認定をしておりますけれども、判決内容についてはその乱用が行われた原因の表現としては、少なくとも過失があるということで重大な過失になっていない。だから、もとより重大な過失ではありませんので、国家賠償法に基づいて求償権を請求することはできない、法的にできないということでありますので、それはしっかりと理解をしていただきたい。それができないのであれば、裁判を起こされたらいいんではないかと思います。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　町長がいろいろ言われましたけど、私もそれはもうちゃんと調べております。

私としては、町長は今笑われましたけど、それをちゃんと見ております、調べて。私としては、町民に対してこのようなお金が使われたということに対して、倫理上の問題、これも含めて問題を町長のほうに提起したわけでありまして、このような金額が少ないとか多いとか、そういうことは私は関係ないと思っています。要するに損害賠償金が発生した以上は、もうやっぱり過失があった、違法な行為があったということで裁判所も認めているわけですから、求償権の問題、先

ほど言われましたけど、それは分かっておりますけど、でも、倫理上はやっぱり私は問題があるのではないかなと思って今回質問として出させていただきました。

これで終わります。

○議長（眞鍋　　博）　町長。

○町長（半渡　英俊君）　求償権ができないと分かって何で質問するんですか。分かっていたら質問しなくていいんです。この一般質問はお互いの町政運営でありますとかいろんなことに対して丁々発止の議論をする場であって、できないことを分かってますと言ったら質問するべきではないと私は思います。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　久保議員、木城町議会会議規則第５４条第３項に、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないという法になっていますので。久保富士子君。

○議員（３番　久保　富士子君）　町長が言われたことに対して、私は受けたわけですから、私が発言するのはよろしいんじゃないでしょうか、駄目なんですか。

○議長（眞鍋　　博）　言われた質問だけに答えてください、自分の意見を述べずに。

○議員（３番　久保　富士子君）　私は求償権、この地方自治法第２４３条、これについては知っておりましたし、それと求償権、これが私はできないというのを知っていたと私は言っておりません。こういうことがあるというのを知っておりましたということで発言をしました。

○議長（眞鍋　　博）　反問に対する回答がされましたが、町長。

○町長（半渡　英俊君）　地方自治法第２４３条の２は国家賠償法で求める求償権の規定じゃないんです。これは、あくまでもさっきから言っている議員じゃなくて地方公務員に対してやっているんです。それを知っていると言いながら、何でそんな根拠条文をそう言うんですか、おかしいじゃないですか。はっきりとそれは国家賠償法第１条の２に基づくものですと言うんだったら、まだ私も分かります。それはしっかりと認めるべきだろうと思います。

○議員（３番　久保　富士子君）　私たち議員も特別公務員として、一応、公務員の中に私は入っていると思いましたから、公務員と思っておりますので、それで質問をしました。

以上です。終わります。

○議長（眞鍋　　博）　いやいや、まだ終わってません。反問権は回答されましたが、町長、よろしいですか。町長。

○町長（半渡　英俊君）　地方自治法第２４３条の２というのは、求償権の関係じゃないんです、さっき言ったとおり。公務員、私を含めた私が特別公務員なんです、議員じゃありません。特別公務員は私なんです、私、町長、それから一般の職員、いわゆるその公務員が何か問題を起こしたときに、あるいはその免責ができます、いや、できませんという規定が地方自治法第２４３条

の２の規定でありまして、もとより全然違うことです。だから、そういうのを違うというのを分かりながら質問されるというのは、私はどうも納得できない。やっぱり私たちは自分の発言にしっかりと責任を持つべきだろうと思いますし、ましてや、これは公の一般質問の場でありますので、お互いにやっぱり正しいことをしっかりとすべきだろうと思います。

以上です。

○議員（３番　久保　富士子君）　私はしっかりと調べて質問をしたつもりでありますけど、町長はそういうふうに思われているようですので、それでいいです。

終わります。

○議長（眞鍋　　博）　これで反問を終了いたします。

以上で、反問権の行使を終了いたします。

３番、久保富士子議員の質問が終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．散会

○議長（眞鍋　　博）　日程第２、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日８日から１０日は委員会審査となっております。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に一言お礼を申し上げます。本日は早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、心より感謝を申し上げます。これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう、議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議員の皆様は、控室にお願いいたします。

○事務局長（黒木　宏樹君）　皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後０時29分散会